

木材貿易の現状



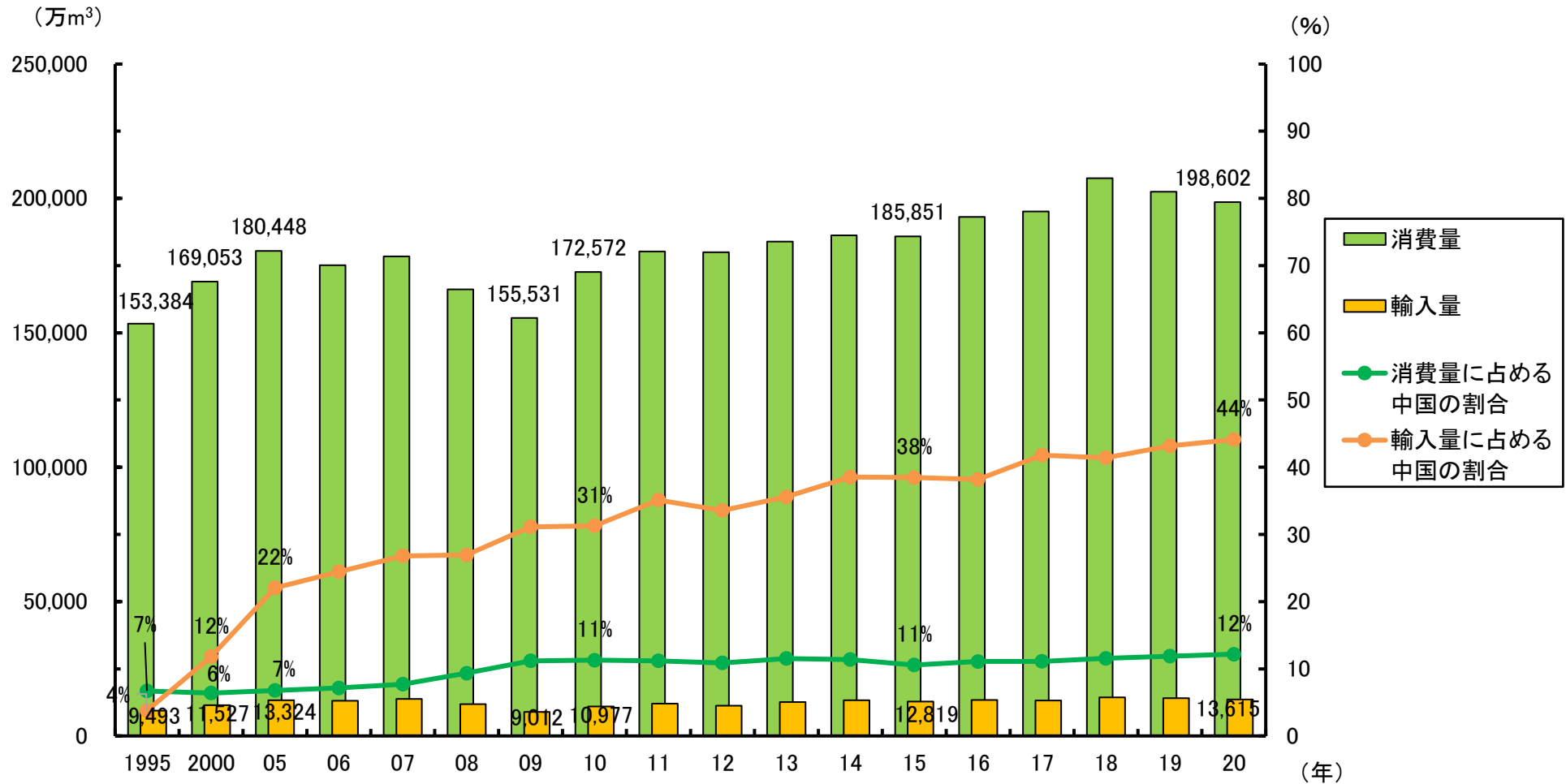
令和4年1月
林野庁 木材貿易対策室

目次

1. 世界の木材貿易
2. 日本の木材輸入
3. EPA／FTAと木材輸入
4. 国別の輸入動向

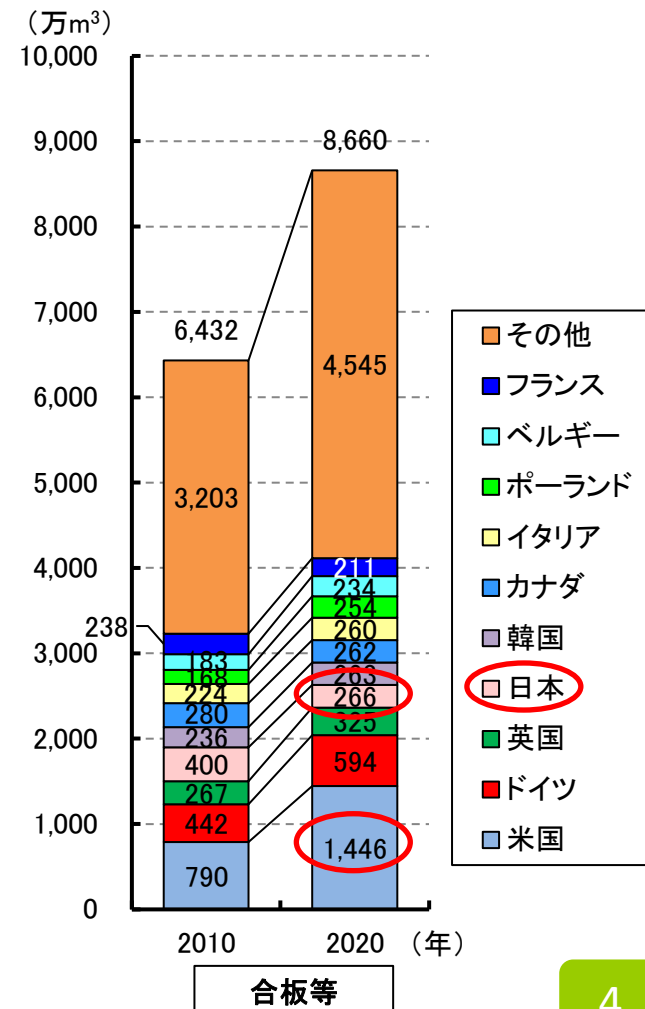
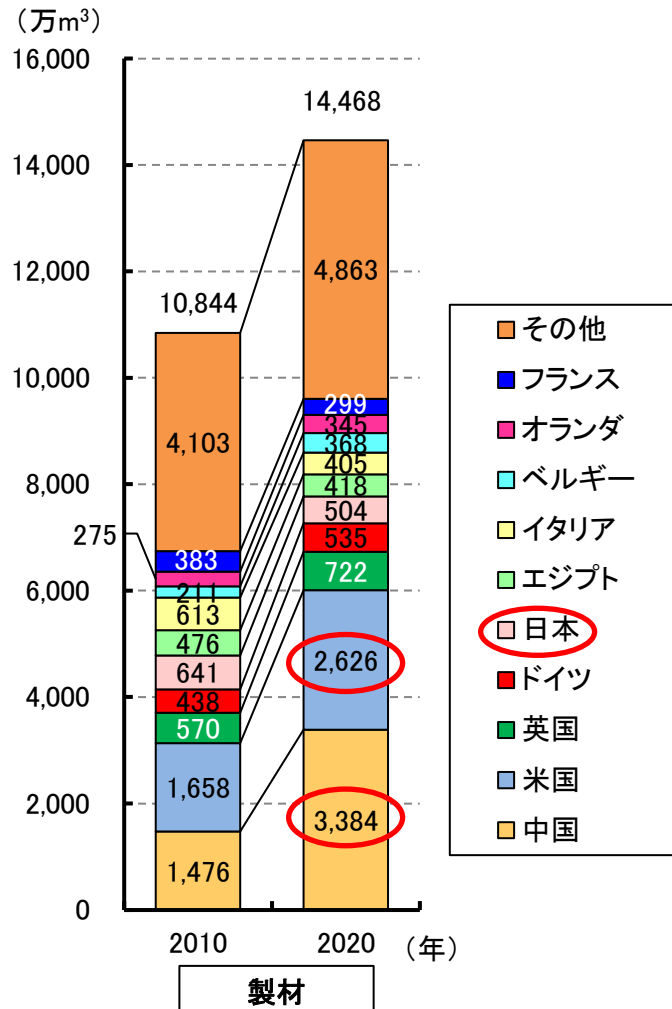
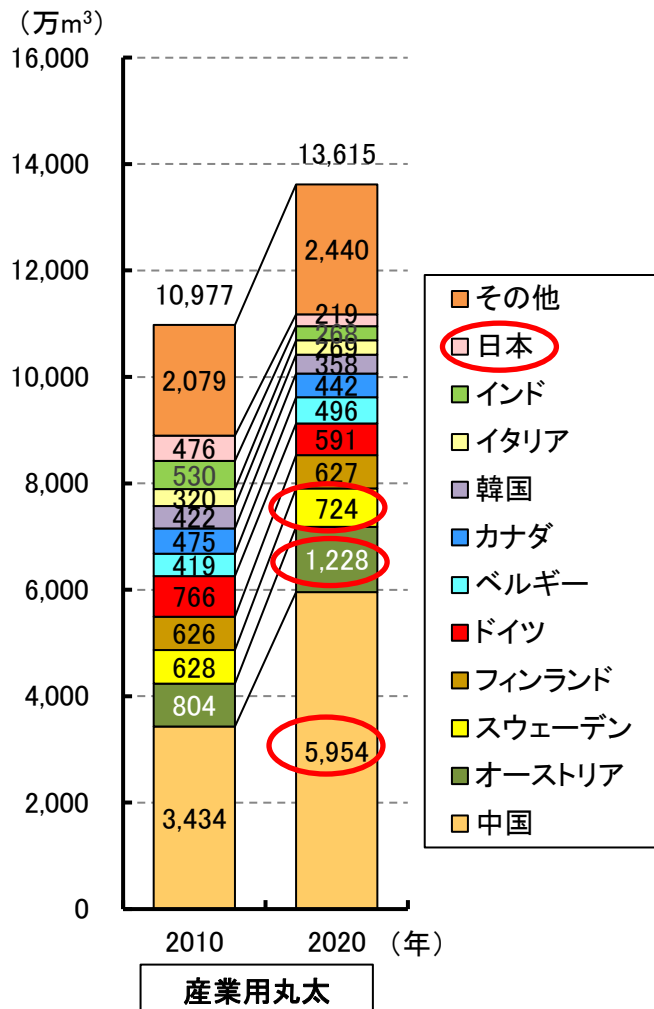
1. 世界の木材貿易－①世界の丸太消費量・輸入量

- 世界における木材(産業用丸太)の消費量は20億 m^3 程度。2008年に景気悪化で減少した後、2010年以降は再び増加傾向。
- 2020年における世界の産業用丸太輸入量は1.4億 m^3 で、全消費量の7%程度。
- 中国は、世界最大の産業用丸太の消費国・輸入国。2020年の世界の消費量・輸入量に占める割合は、それぞれ12%、44%。



1. 世界の木材貿易－②世界の木材輸入量

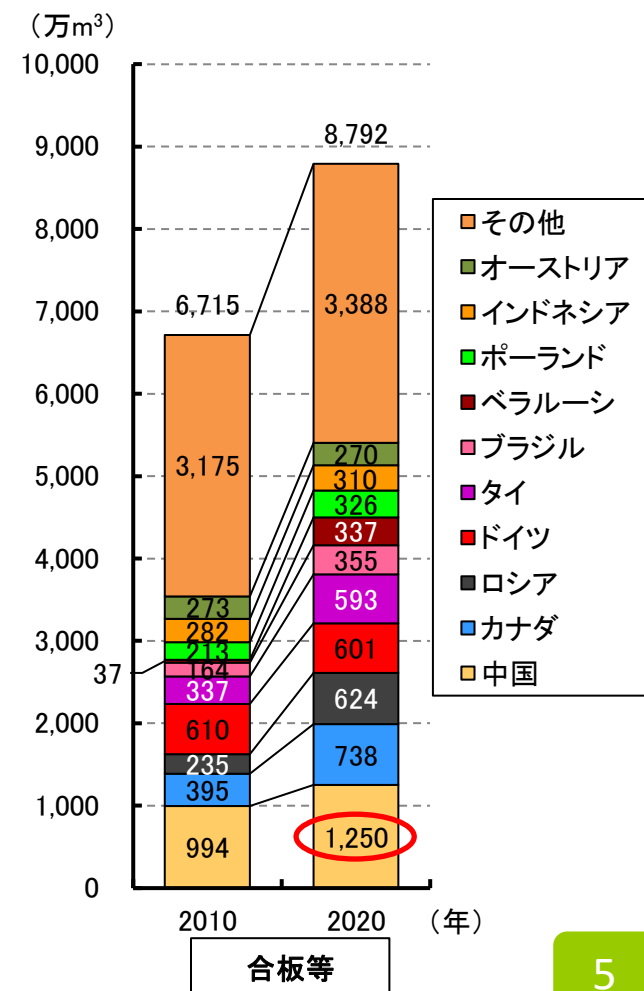
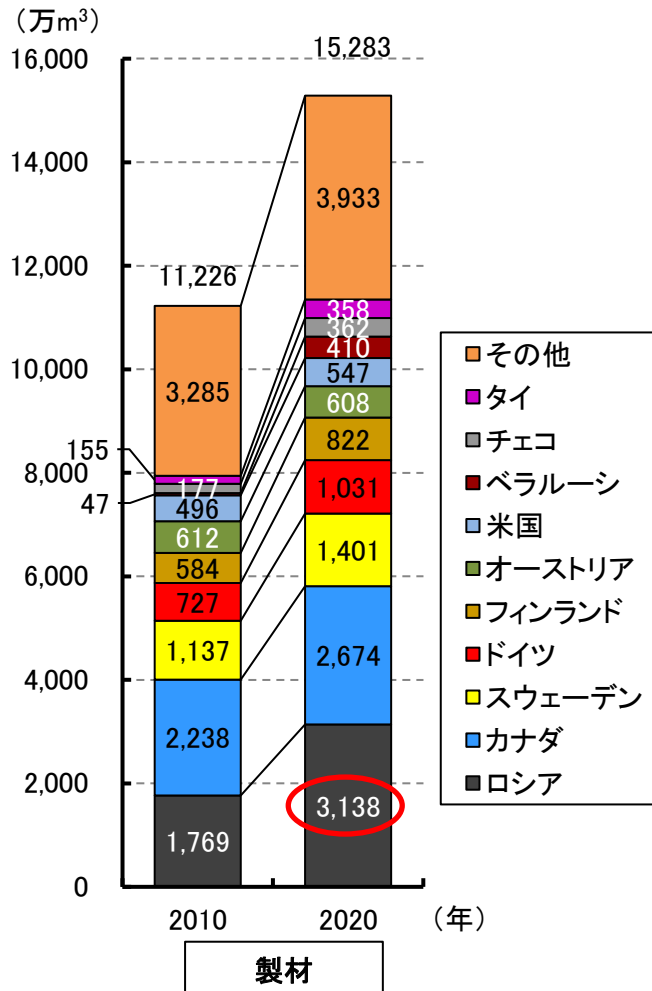
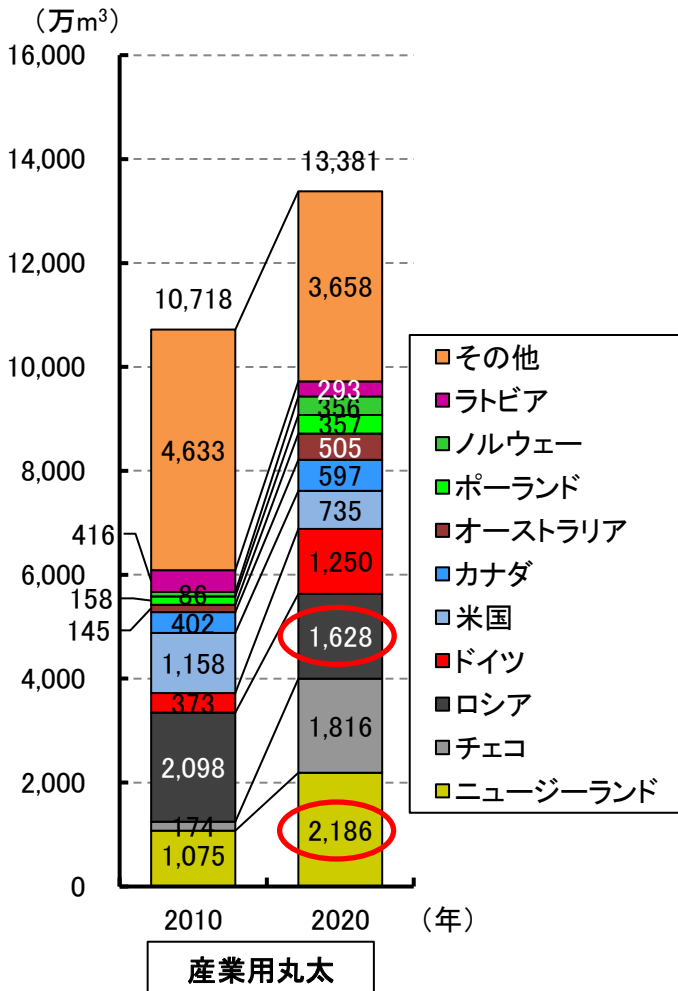
- 2010年と2020年の世界の輸入量を比較すると、産業用丸太(+25%)、製材(+36%)、合板等(+31%)のいずれも増加。
- 産業用丸太は、中国が+73%、オーストリアが+53%、スウェーデンが+15%など、軒並み増加。
- 製材は、中国が国内需要の増加により2.3倍増加して、世界最大の製材輸入国に。米国も約5割増加。
- 合板等は、米国が+83%増加する一方、我が国は▲33%減。



資料: FAO「FAOSTAT」(2021年12月16日現在有効なもの)

1. 世界の木材貿易－③世界の木材輸出量

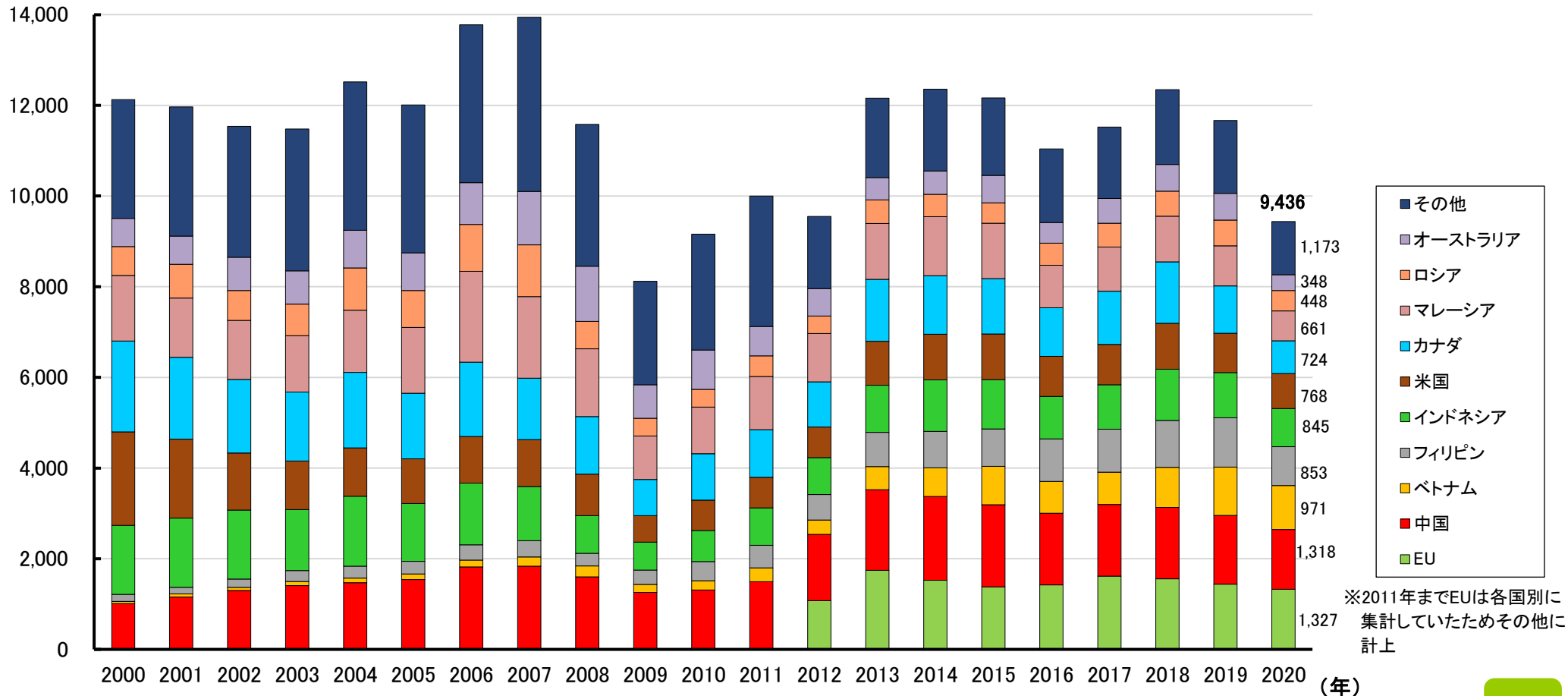
- 2010年と2020年の世界の輸出量を比較すると、産業用丸太(+24%)、製材(+33%)、合板等(+35%)のいずれも増加。
- 産業用丸太は、ニュージーランドが2.0倍増加して、世界最大の産業用丸太輸出国に。ロシアは丸太輸出税引上げにより▲22%減。
- 製材は、ロシアが、丸太から製品への輸出形態のシフトにより1.8倍増加して、世界最大の製材輸出国に。
- 合板等は、中国が、ポプラ等の早生樹を原料とする合板の生産拡大等により、1.3倍増加して、世界一の合板等輸出国に。



2. 日本の木材輸入－①木材輸入額の推移

- 我が国の木材輸入額は、2009年にリーマンショックで8千億円程度に落ち込んだ後、徐々に回復。近年は1兆円前後で推移。
- 2020年は、コロナ禍の影響により、前年比▲19%の減。1兆円を下回るのは、2012年以来。
- 我が国の最大の木材輸入先国は、これまで中国であったが、2020年にEUが逆転（2020年の輸入総額に占めるシェア14%）。近年は、ベトナム（同10%）、フィリピン（同9%）からの輸入が増加。

（億円）



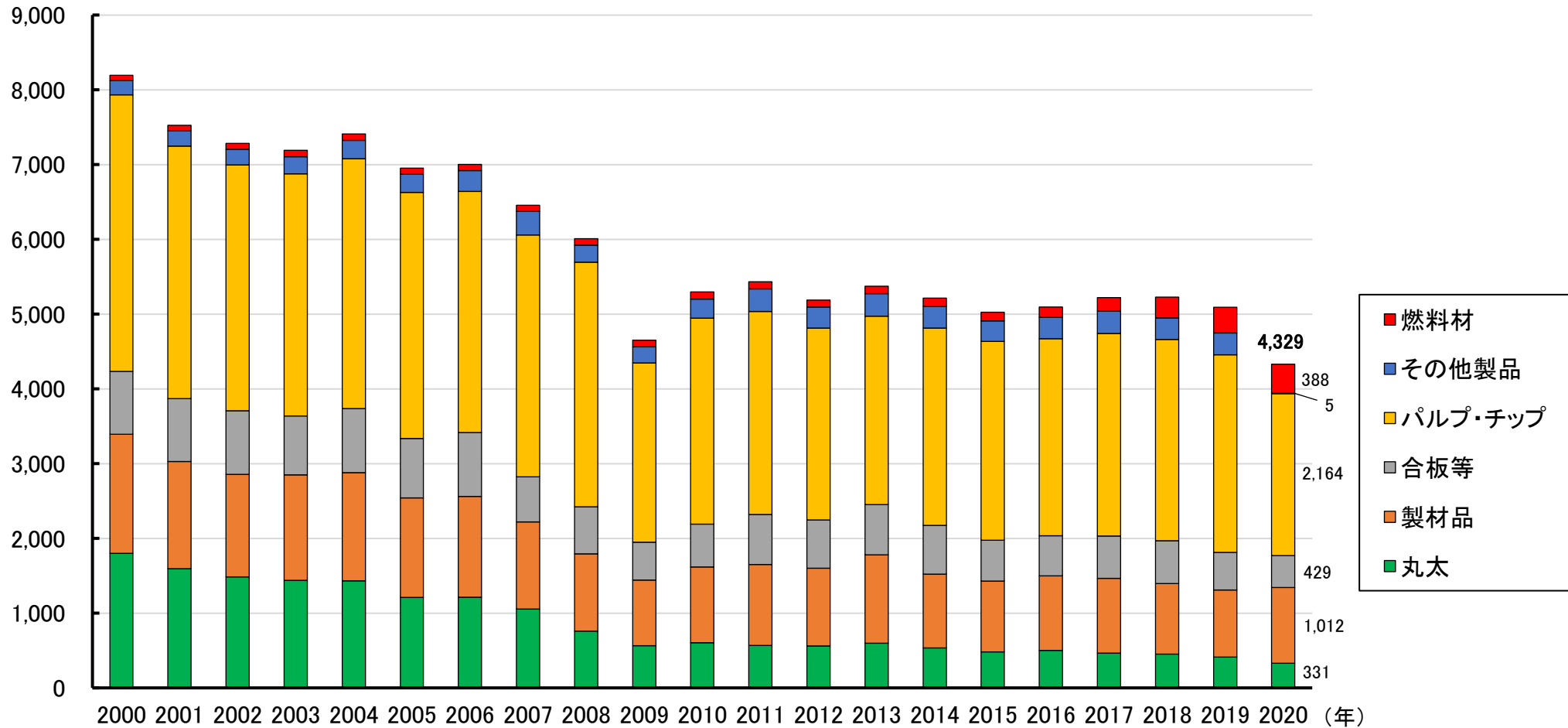
資料:財務省「貿易統計」

我が国の木材輸入額の推移

2. 日本の木材輸入ー②木材輸入量の推移

- 我が国の木材輸入量(丸太換算)は減少傾向。2009年にリーマンショックで急減した後は、5,000万m³程度で推移していたが、2020年は4,329万m³まで減少。
- 2020年の輸入量の内訳は、パルプ・チップ(50%)、製材品(23%)、合板等(10%)、丸太(8%)など。
- 木材輸入量に占める丸太の割合は、2000年の22%から2020年には8%まで低下。

(万m³ (丸太換算))



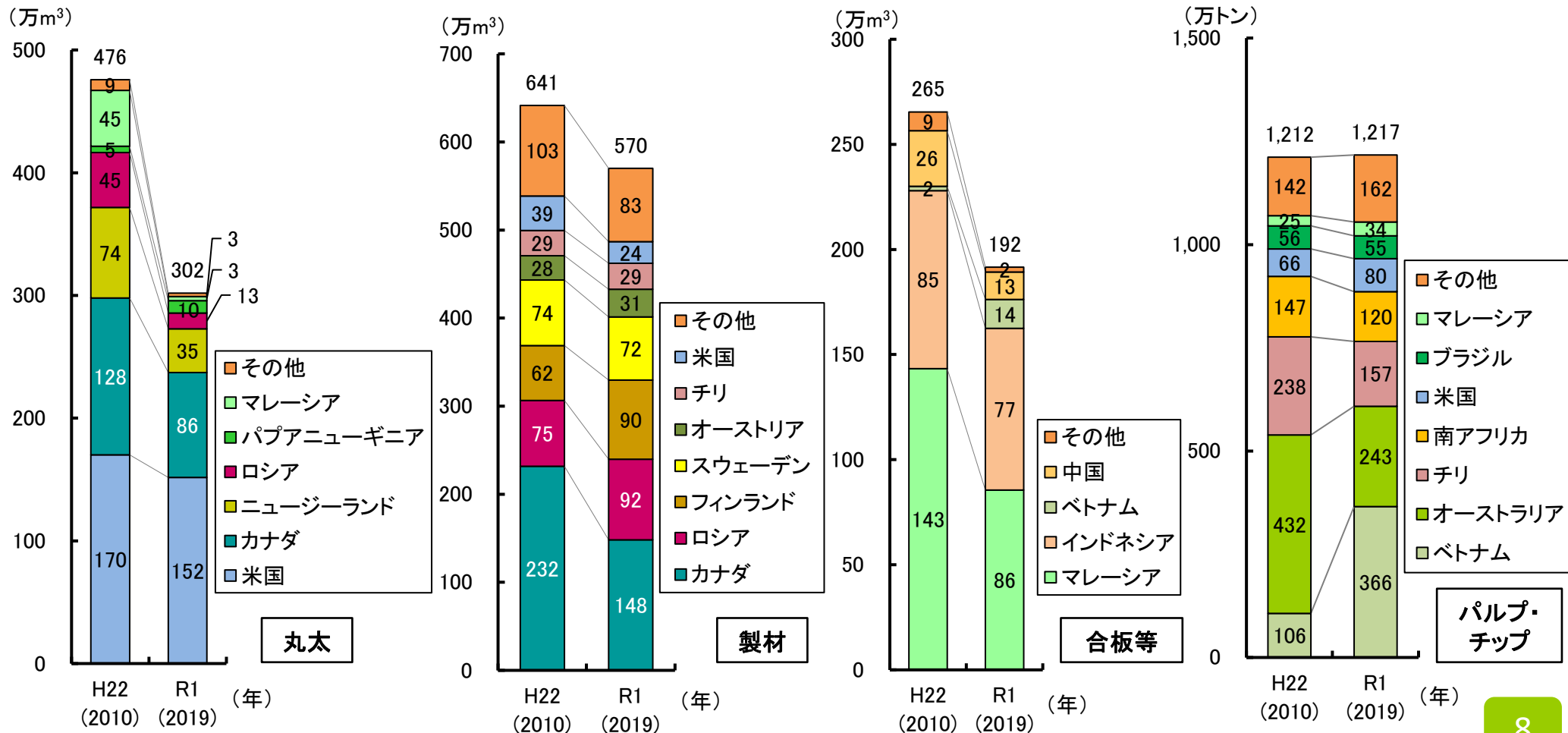
資料：林野庁「木材需給表」

我が国の木材輸入量の推移

※ 2020年から、集成材、構造用集成材、セルラーウッドパネル及び加工材の数量は「製材品等」に、再生木材の数量は「木材チップ等」に計上(2019年以前は、いずれも「その他製品」に計上)。

3. 日本の木材輸入－③品目別の木材輸入量の推移

- 2010年と2019年の輸入量を比較すると、丸太(▲37%)、製材(▲11%)、合板等(▲28%)が減少。パルプ・チップは微増。
- 丸太は、ロシアが、丸太輸出税引上げにより▲71%減。
- 製材は、カナダが▲36%減少する一方、ロシアや欧州からの輸入が増加。
- 合板等は、マレーシアが違法伐採対策による伐採制限や資源の制約等により▲40%減。
- パルプ・チップは、ベトナムが早生樹の植林拡大により3.5倍増加する一方、オーストラリアが▲44%減少。



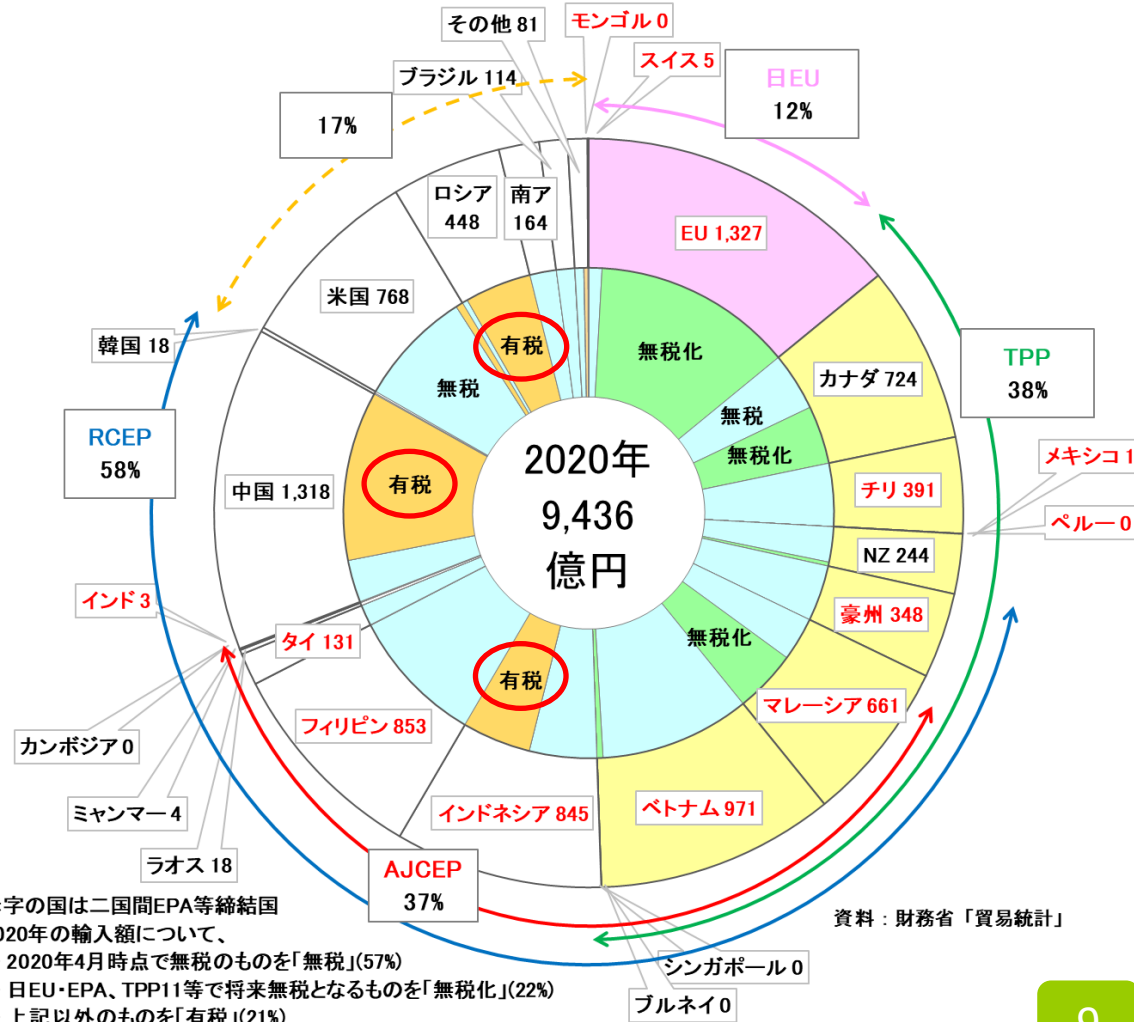
3. EPA/FTAと木材輸入－①林産物の関税率

- 林産物の関税は、これまでの貿易交渉により、丸太が無税、製材が無税～6.0%、合板が6.0～10.0%、集成材が3.9～6.0%。
- 2020年の我が国の木材輸入額は9,436億円。このうち、EPA/FTA締結済みの国（米国除く）からの輸入額が69%を占める。
- 既決EPA/FTAにより、ほとんどの品目が無税又は無税化済み。関税が残るのは、中国、ロシア、インドネシア（合板）等。

主な品目	関税率 (%)
丸太(桐を除く)	無税
チップ	無税
製材(SPF※)	4.8
製材(ベイマツ、ベイツガ)	無税
製材(カラマツ等)	6.0
パーティクルボード・OSB	5.0～6.0
合板(熱帯木材)	6.0～10.0
合板(広葉樹、針葉樹)	6.0
集成材	6.0
構造用集成材	3.9
直交集成板(CLT)	3.9
木製家具	無税
紙	無税

※：トウヒ(Spruce)、マツ(Pine)、モミ(Fir)類。主なものは欧州及び北米のパイン・スプルース、NZ・チリのラジアータパイン、北洋のエゾマツ・アカマツ等。なお、ベイマツは含まれない。

我が国の林産物関税



我が国の木材(HS44類)輸入額

3. EPA/FTAと木材輸入－②既決EPA/FTAにおける木材の取り扱い

- 我が国は、これまで、19の国・地域とEPA/FTAを締結済み。
- 林産物の市場アクセス交渉に当たっては、各国の森林の有する多面的機能の発揮と国内の林業・木材産業への影響に配慮して、合板・集成材を中心に、極力、関税撤廃を回避(但し、TPP、日EUでは、全ての品目で即時又は段階撤廃)。
- 日マレーシア、TPP11、日EUでは、違法伐採問題への取組も規定。

国名	発効	木材(44類)の関税譲許				その他	
		即時撤廃 (現行無税 87Lを含む)	段階撤廃	再協議	除外		
シンガポール	2002年11月	—	—	—	45L(合板、集成材)	—	
メキシコ	2005年4月	148L	39L(B3:26L、B5:4L、B9:9L)	—	47L(製材、合板、集成材)	—	
マレーシア	2006年7月	200L	—	34L(合板)	—	共同声明に違法伐採対策	
チリ	2007年9月	142L	38L(B10:34L、B15:4L)	3L(合板の一部)	51L(合板、集成材、積層木材、繊維板、PB)		—
タイ	2007年11月	154L	35L(全てB10)	45L(合板、集成材)	—	—	
インドネシア	2008年7月	200L	—	34L(合板)	—	—	
ブルネイ	2008年7月	154L	35L(B7:32L、B10:3L)	45L(合板、集成材)	—	—	
ASEAN	2008年12月	154L	35L(全てB10)	22L(合板(熱帯木材(6.5%、8%)、集成材) (※10年間で5%まで段階削減)	23L(合板(その他)) (※現行税率維持)	—	
フィリピン	2008年12月	154L	35L(全てB10)	45L(合板、集成材)	—	—	
スイス	2009年9月	160L	34L(B5:31L、B15:3L)	—	40L(合板、構造用集成材、SPF製材)	—	
ベトナム	2009年10月	154L	35L(B7:20L、B10:15L)	—	45L(合板、集成材)	—	
インド	2011年8月	153L	41L(全てB10)	—	40L(合板、構造用集成材、SPF製材)	—	
ペルー	2012年3月	146L	46L(B5:3L、B7:4L、B10:37L、B15:2L)	3L(合板の一部)	39L(合板、集成材、積層木材の一部)	—	
豪州	2015年1月	200L	—	34L(合板)	—	—	
モンゴル	2016年6月	166L	33L(B3:3L、B5:20L、B10:7L、B15:3L)	—	35L(合板等)	—	
TPP11	2018年12月	191L	43L(B10(カナダのSPF製材等、マレーシア、NZ、チリ、ベトナムの一部の合板はB15、CLTはB8)	—	—	環境章に違法伐採対策を規定。	
EU	2019年2月	180L	54L(B7:28L(SPF製材、構造用集成材等)、B10:26L)	—	—	貿易と持続可能な開発章に違法伐採対策を規定。	
米国	2020年1月	—	—	—	234L	—	
英国	2021年1月	180L	54L(B7:28L(SPF製材、構造用集成材等)、B10:26L)	—	—	貿易と持続可能な開発章に違法伐採対策を規定。	
RCEP	ASEAN、豪州、NZ	2022年1月	127L	62L(B10:21L、B15:41L(SPF製材、構造用集成材))	—	税率維持:34L(合板) 5%までの関税削減:11L(積層木材)	—
	中国		117L	—	—	117L(合板、集成材、SPF製材、造作用LVL、フリー板、割り箸)	—
	韓国	2022年2月	127L	23L(B10:21L、B15:2L)	—	84L(合板、集成材、SPF製材、繊維版の一部、PB)	—

注1:「L」は、HS2012ベースのライン数(44類は合計234L)。

注2:「B●」は、●年間の段階引き下げによる関税撤廃を意味する。

既決EPA/FTAにおける木材の譲許内容

3. EPA/FTAと木材輸入-③TPP11

平成30年12月30日発効(メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州)
平成31年1月14日発効(ベトナム)(※マレーシア、ペルー、チリ、ブルネイは未発効)

- TPP11では、全ての林産物について、関税撤廃又は段階撤廃を約束。
- 合板及び製材は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国(マレーシア、カナダ等)に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを国別に設定。
- 違法伐採木材に関し、各国における行政措置の強化や各国間の協力に関する規律を規定。

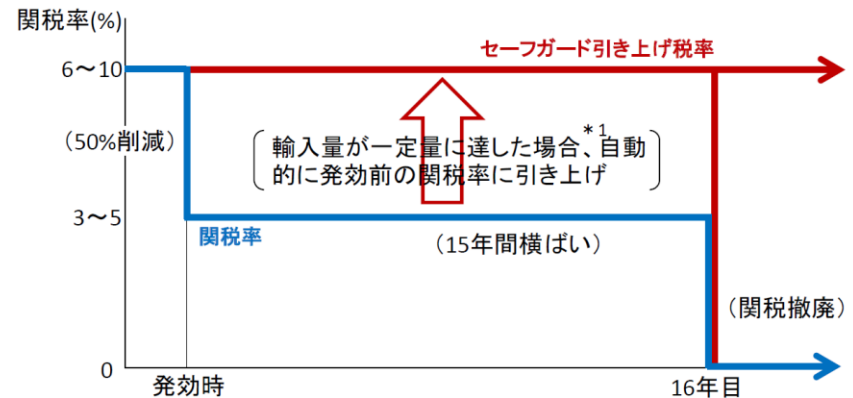
品目概要	単位	関税率	2011年～2013年の品目毎の3カ年平均輸入量									
			マレーシア	カナダ	NZ	チリ	ベトナム	米国	豪州	その他	TPP計	世界計
熱帯木材合板(その他)(※1)	m3	6.0	770,121	-	-	-	7,616	41	-	59	777,837	1,351,237
広葉樹合板(※1)	m3	6.0	616,393	194	-	-	41,502	92	-	-	658,181	1,155,461
熱帯木材合板(14種)(※1)	m3	8.5～10.0	151,166	-	-	-	40	1	-	-	151,207	368,600
針葉樹合板(※1)	m3	6.0	223	23,748	50,208	7,401	2,565	2,837	-	-	86,981	154,145
OSB(※2)	m3	5.0～6.0	-	206,518	0	-	-	462	-	-	206,980	263,578
パーティクルボード(※2)	m3	6.0	13,035	181	61,442	-	113	24	1,380	-	76,174	84,693
SPF製材(※1)	m3	4.8	6	1,502,676	55,559	300,059	209	9,686	101	-	1,868,296	5,397,478
造作用LVL(※2)	m3	6.0	20,234	664	5,999	-	1,231	488	-	-	28,616	478,090
造作用集成材(※2)	m3	6.0	5,405	286	33	275	6,425	20	-	-	12,445	96,386
ブロックボード等	m3	6.0	28,203	-	-	-	80	-	-	-	28,282	103,751
フリー板	m3	2.9	9,267	53	38	1,566	19,733	23	15	-	30,696	320,764
さねはぎ加工	m3	5.0	6,664	13,813	258	443	1,133	64	36	11	22,423	91,723
MDF	千kg	2.6	119,373	7	208,176	4,731	213	100	8,913	-	341,514	377,599
その他建築用木工品	千kg	3.9	72	2,669	33,003	-	553	5,895	2	-	42,193	272,185
その他木製品	千kg	2.9	2,460	315	4	13	4,411	149	1,508	10	8,869	124,275

※1 国会決議品目
※2 国会決議品目の主な競合品目

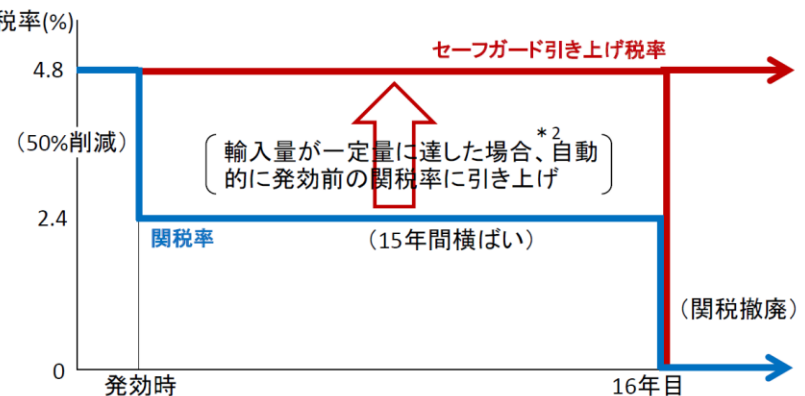
(凡例)	(備考)
発効時50%削減、15年目まで横ばいで推移し、16年目まで撤廃。セーフガード付き。	○ 熱帯木材合板(その他): ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目まで撤廃。(6ライン)
15年間均等引き下げ、16年目まで撤廃。セーフガード付き。	○ 針葉樹合板: ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目まで撤廃。(3ライン)
発効時50%削減、10年目まで横ばいで推移し、11年目まで撤廃。セーフガード付き。	○ 造作用LVL: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
10年間均等引き下げ、11年目まで撤廃。	○ 造作用集成材: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
即時撤廃	○ その他建築用木工品: CLTについては、8年間均等引き下げ、9年目まで撤廃。(1品目)

TPP11における 主な林産物の合意内容

1. 合板(例: マレーシア)



2. 製材(SPF)(例: カナダ)



〔注〕上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可!

* 1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m³、毎年20.9千m³増、16年目以降毎年31.3千m³増。
* 2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m³、毎年31.5千m³増、16年目以降毎年31.5千m³増。

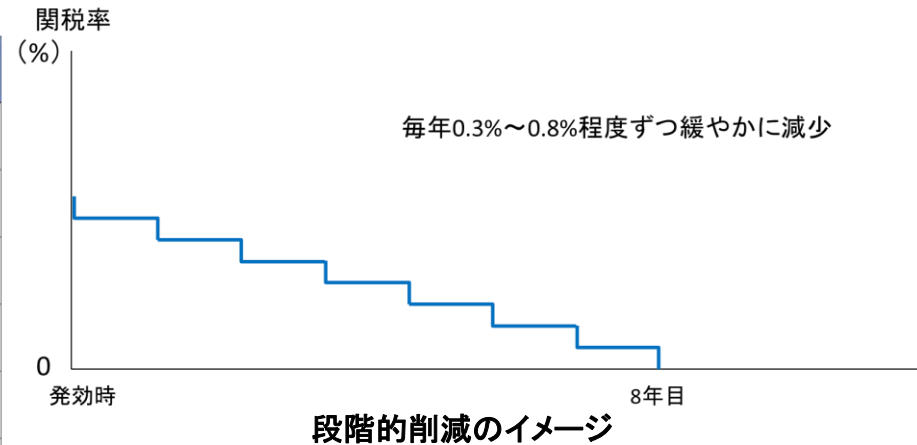
TPP11におけるセーフガード措置

3. EPA/FTAと木材輸入－④日EU・EPA（平成31年2月1日発効）

- 日EU・EPAでは、**構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目**について、一定の撤廃期間を確保（7年の段階的削減を経て**8年目に撤廃**）。（その他の品目については、10年間の段階撤廃又は即時撤廃。）
- **EUの対日関税**については、**全ての林産物で即時撤廃**を確保。
- TSD（貿易と持続可能な開発）章において、両国は**違法伐採及びそれに関連する貿易への対処に貢献すること等**を規定。

品目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの輸入額(億円) 2012-14平均
SPF製材		住宅資材（集成材原料ラミナ）	4.8	880
構造用集成材		住宅用構造材（柱、梁等）、 大規模建築物への利用も可能	3.9	309
パーティクルボード ・OSB		家具用（組立家具、キャビネット等）、 建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	5.0～6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3.6～5.0	27
くい及びはり		建築物の柱及び梁	3.9	18
その他建築用木工品 (CLTを含む)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材 (CLTは大規模建築物の床や壁など)	3.9	17
たる・おけ		樽など	2.2	11
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	6.0	9
針葉樹合板		建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	6.0	4
広葉樹合板		家具用（組立家具、キャビネット等）	6.0	3
計			2.2～6.0	1,362

日EU・EPAにおける主な林産物10品目
(8年目に関税撤廃)



個別品目	現行関税率	合意内容
製材	無税～2.5%	即時撤廃
合板等	6%～10%	即時撤廃
木製品 (小像、食器、 建具等)	無税～4%	即時撤廃

対日関税に係る交渉結果(林産物)

3. EPA/FTAと木材輸入－⑤RCEP

- 2020年11月に、ASEAN10ヶ国、中国、韓国、豪州、NZ、日本の計15ヶ国が「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)に署名(※ASEAN、豪州、NZとは、締結済みEPAあり)。2022年1月(韓国に対しては2022年2月)に発効済み。
- 林産物の関税撤廃率は、①ASEAN、豪州、NZに対して、TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既決EPAの範囲内の水準に抑制、②初のEPAとなる中国、韓国に対しては、更に低い水準に抑制。
- 輸出面では、中国の合板(針葉樹)や韓国の建築用木工品(窓、戸、杭・梁)の関税撤廃を獲得。

	合意内容
ASEAN、豪州、NZ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税撤廃率は、TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既決EPAの範囲内。 (税率維持：34L、5%までの関税削減：11L、B15：41L、B10：21L、A：40L)
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半数の品目を関税撤廃・削減から除外(117L)。 ・ 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ(A：30L)。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外(84L)。 ・ 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ(B15：2L、B10：21L、A：40L)。

注：「L」は、HS2012における林産物234品目のうちの品目数を表す(なお、234品目のうち87品目は現行無税)。

林産物の輸入アクセス交渉結果

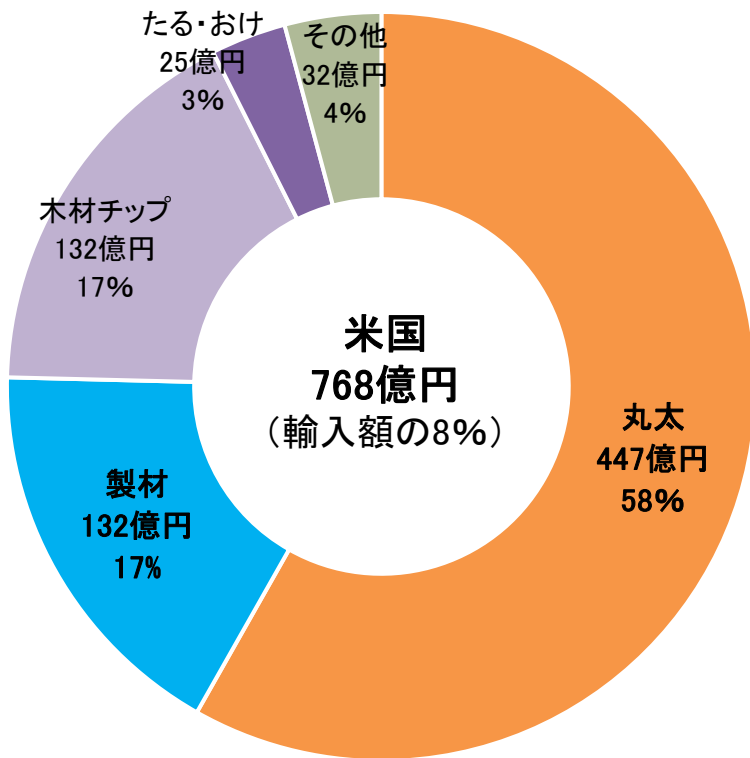
国名	品目	現行関税率	合意内容	基準税率(2014年時点の税率)
中国	合板(針葉樹)	2%	11年目撤廃	4%
	加工木材(針葉樹)	3%	11年目撤廃	7.5%
韓国	建築用木工品(窓、戸、杭・梁)	8%	10年目撤廃	8%

注：丸太については、中国、韓国ともに、全て現行無税。製材については、中国で全て現行無税、韓国で針葉樹製材がカラマツ属(B10)を除き除外、広葉樹製材がB10、B15又は除外。

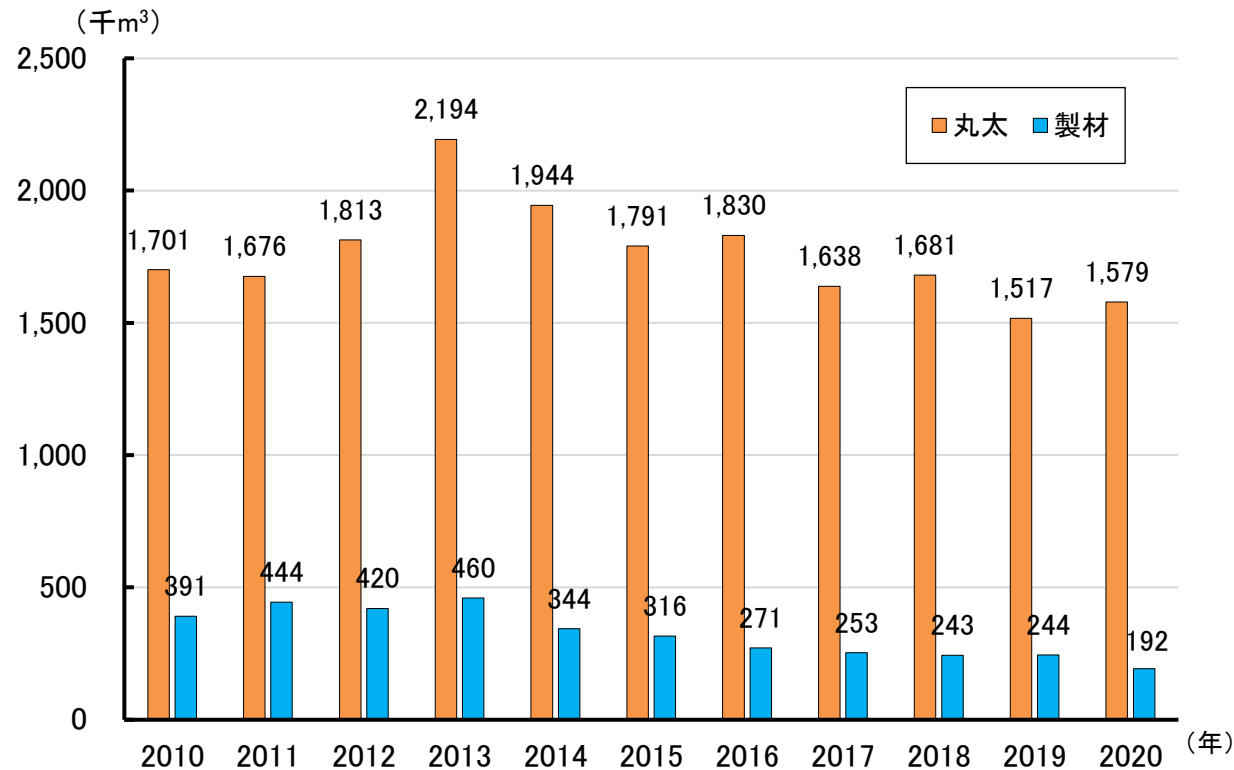
林産物の輸出アクセス交渉結果

4. 国別の輸入動向①米国

- 2020年における米国の丸太生産量は3.69億m³、製材生産量は7,913万m³。
- 米国からの木材輸入額の約6割が丸太、約2割が製材。丸太、製材ともに、輸入量は漸減傾向だが、2020年はカナダからの丸太輸入減の影響で微増。
- 米国からの丸太輸入量(158万m³)は、我が国の丸太輸入量全体の69%を占める。丸太輸入量の96%(2020年:151万m³)が米マツ(ダグラスファー)。米マツは、主に、木造住宅の横架材(梁など)に使用。(なお、米国は、1990年以降、西経100度以西の国有林から生産された丸太の輸出を禁止。)
- 製材についても、輸入量(19万m³)の78%(2020年:14万m³)が米マツ製品。



米国からの輸入額(2020年)



米国からの輸入量の推移(丸太、製材)

トピック：米国の広葉樹材

- 米国は、我が国の広葉樹(熱帯木材以外)輸入量の約半分を占める。2020年における米国からの広葉樹(熱帯木材以外)輸入量は、丸太が2.6万m³、製材が3.4万m³で(※ただし、米国の輸出統計では、丸太が3.0万m³、製材が4.4万m³)。
- 樹種別に見ると、丸太については、46%がホワイトオーク、31%がウォールナッツ。丸太輸入の大半は、北海道の単板業者と製材業者の2社が取り扱い。単板業者では突き板、製材業者では家具向け製材に加工。
- 製材については、25%がウォールナッツ、21%がホワイトオーク、14%がホワイトアッシュ、16%がレッドオーク。広葉樹製材の多くは、板材の形態で輸入され、国内で家具部材に加工。(※アメリカ広葉樹輸出協会(AHEC)からの聞き取り)

(広葉樹丸太)

国名	数量 (m ³)
米国	26,200
ドイツ	5,187
ロシア	3,394
マレーシア	1,738
パプアニューギニア	1,356
その他	5,908
計	42,448

注：熱帯木材以外の計。

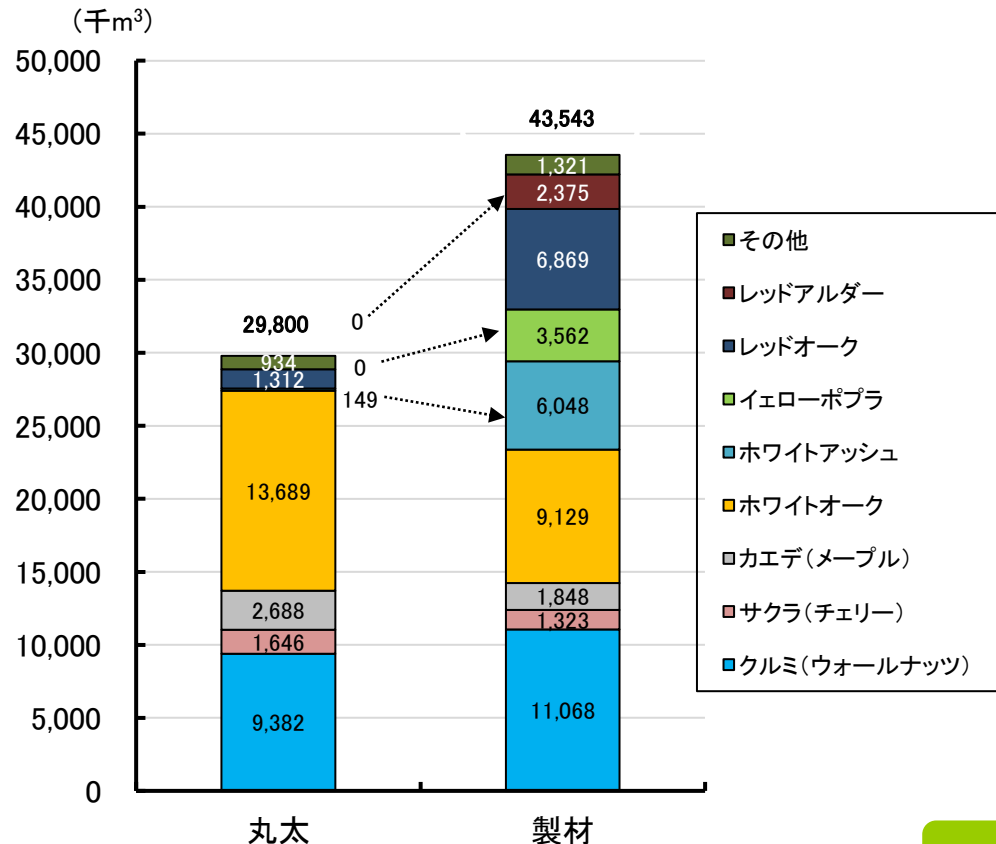
資料：財務省「貿易統計」

(広葉樹製材)

国名	数量 (m ³)
米国	34,289
中国	12,589
ドイツ	7,910
カナダ	5,419
ロシア	4,501
その他	15,152
計	79,860

注：熱帯木材以外の計。

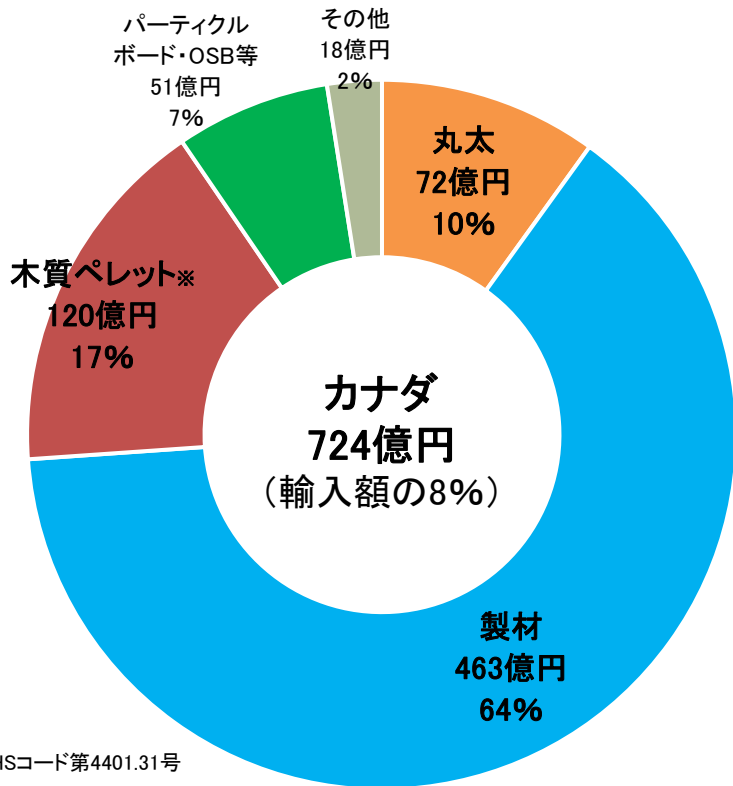
我が国の広葉樹(熱帯木材以外)丸太・製材の国別輸入量(2020年)



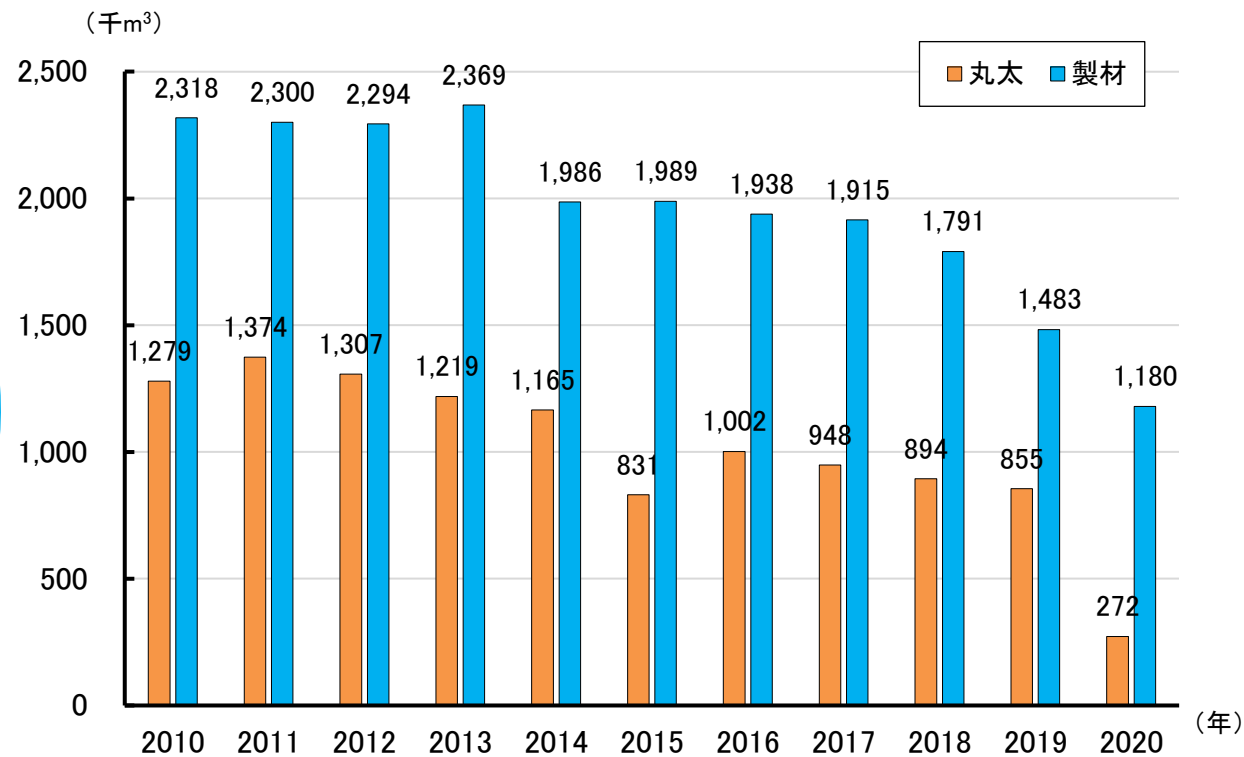
米国から日本への樹種別広葉樹丸太・製材輸出量(2020年)

4. 国別の輸入動向－②カナダ

- 2020年におけるカナダの丸太生産量は1.30億m³、製材生産量は4,016万m³。
- カナダからの木材輸入額の約6割が製材、約1割が丸太。丸太、製材ともに、輸入量は漸減傾向。近年、木質ペレットの輸入が増加(2014年:9.1万トン→2020年:59.3万トン)。
- 2020年は、カナダの最大手丸太輸出業者が、経営戦略の観点から、一時的に自社有林の伐採を停止したため、丸太輸入が前年比▲68%減。
- カナダからの製材輸入量(118万m³)は、我が国の製材輸入量全体の24%を占める。製材輸入量の73%(2020年:87万m³)がSPF製材。カナダ産のSPF製材は、2×4住宅(枠組壁構法)の部材に多用。
- 丸太輸入量(27万m³)の76%(2019年:21万m³)が米マツ。カナダ産の米マツ丸太は、主に、針葉樹合板の原料として使用。



カナダからの輸入額(2020年)



カナダからの輸入量の推移(丸太、製材)

トピック：米加針葉樹製材紛争

- 米国は、国内における針葉樹製材の需要量のうち、3割程度をカナダから輸入。
- 米国の製材業界は、1980年代以降、カナダの製材が、同国州有林における低い立木価格の設定により、安価で輸出され、高い市場シェアを維持しているとして問題視。
- 以後、数次にわたり、カナダによる自主的な輸出量の制限や輸出税の賦課、米国によるダンピング防止税及び相殺関税の賦課等を措置。
- 2015年に、「2006年の米加針葉樹製材協定」が失効。2017年から、米国は、輸出業者別に、ダンピング防止税及び相殺関税の賦課を開始。カナダは、これまでWTO等の紛争処理手続きに提訴。2021年12月には、税率引き上げを受けて、USMCAへ提訴。

1982年 米国が、業界団体の要請を受けて、カナダからの製材輸入に対する相殺関税の調査を開始(発動せず)。

1986年 米国とカナダがMOUを締結。カナダが自主的に、15%の輸出税を賦課。

1991年 カナダがMOUを一方向的に破棄。

1992年 米国が相殺関税(6.51%)の賦課を開始。

1996年 米国とカナダが「針葉樹製材協定」を締結。カナダが自主的に、一定量以上の輸出に対して、輸出税を賦課。

2001年 「針葉樹製材協定」が失効。

2002年 米国がダンピング防止税(8.43%)及び相殺関税(18.79%)の賦課を開始。

2006年 米国とカナダが「2006年の針葉樹製材協定」を締結。カナダが、地域毎に、輸出税の賦課又は輸出量の割当を実施。

2015年 「2006年の針葉樹製材協定」が失効。

2017年 米国がダンピング防止税及び相殺関税(※両者とも企業別に税率を設定)の賦課を開始。

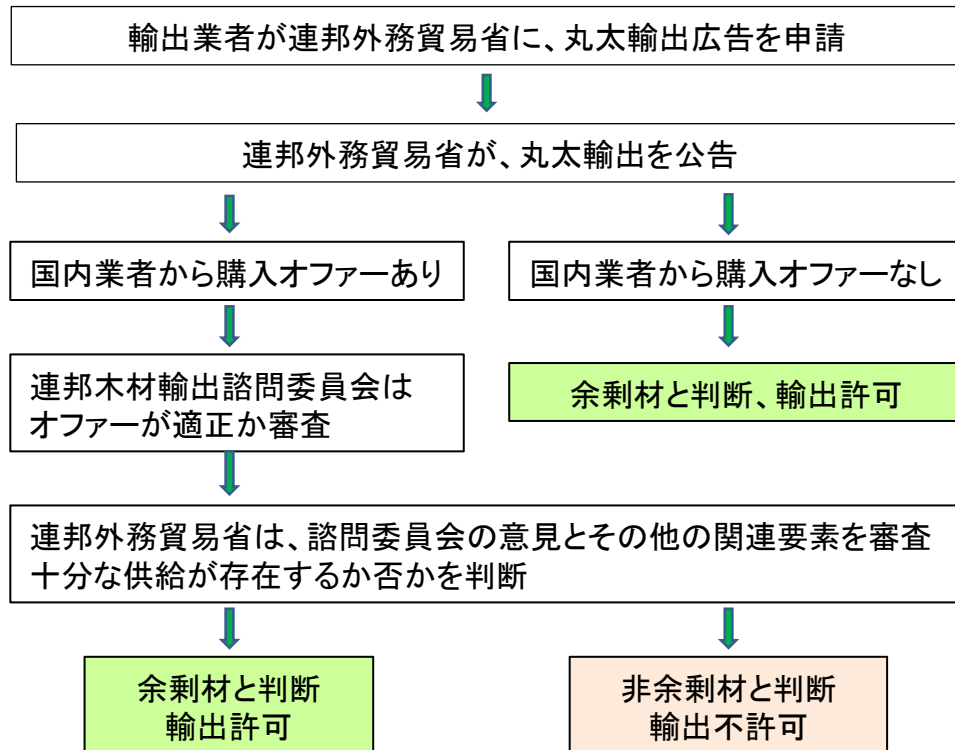
2020年 8月 WTOパネルが、米国の相殺関税は協定違反との報告書を公表。
11月 米国が、定期的な見直しにより、両税の税率を引き下げ(計20.23%→計8.99%)。

2021年 12月 米国が、定期的な見直しにより、両税の税率を引き上げ(計8.99%→計17.9%)。カナダはUSMCAに異議申し立て。

輸出業者名	ダンピング防止税	相殺関税	合計
Canfor	17.12%	2.42%	19.54%
Resolute Forest Products Canada	11.59%	18.07%	29.66%
West Fraser Mills	6.06%	5.06%	11.12%
J.D. Irving	11.59%	3.41%	15.00%
その他	11.59%	6.31%	17.90%

トピック：カナダの丸太輸出規制

- カナダは、1906年から、国内産業の保護のため、**ブリティッシュ・コロンビア州からの丸太輸出を規制**(※BC州政府は、州有林に対して、連邦政府は、連邦有林及び民有林に対して規制)。
- 輸出業者は、**丸太輸出の公示**を行い、国内加工業者から**購入の意思が示された場合には、輸出できず**(「余剰テスト」)。
- 当該措置は、国内産業保護のための輸出制限を禁止する**GATT第11条に違反**する可能性が極めて高い。
- **TPP協定**では、「**林産物貿易に関する交換公文(サイドレター)**」により、カナダ政府が、「**関係法令に規定する手続きに則った対日丸太輸出申請は許可する**」旨規定。



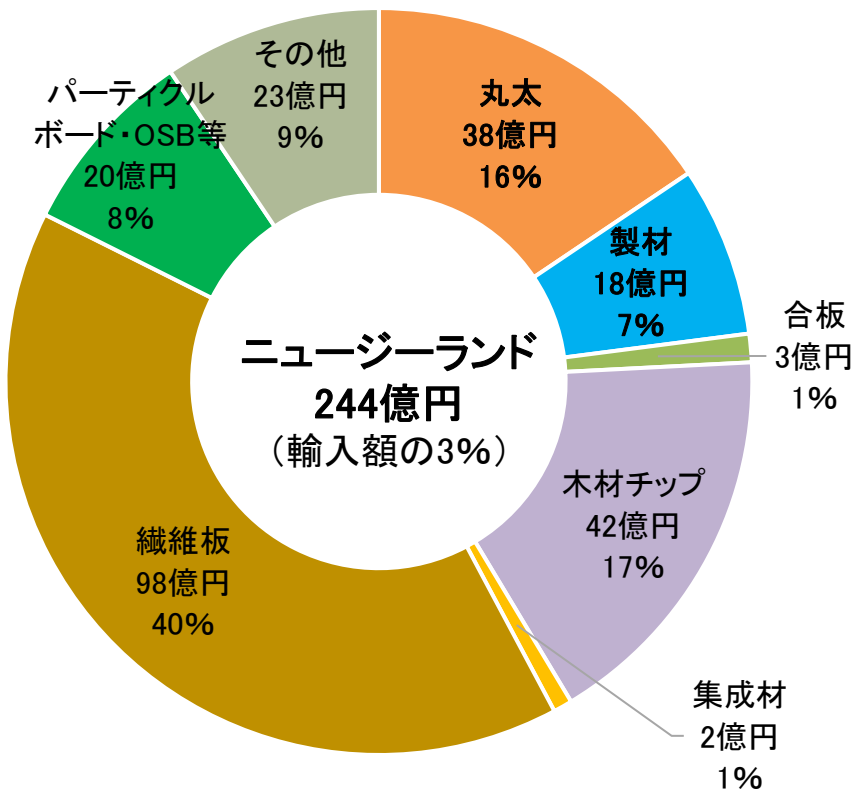
連邦通知第102号に基づく丸太輸出手続き(連邦有林、民有林)
(※州有林も、ほぼ同様の手続き)

林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文(概要)

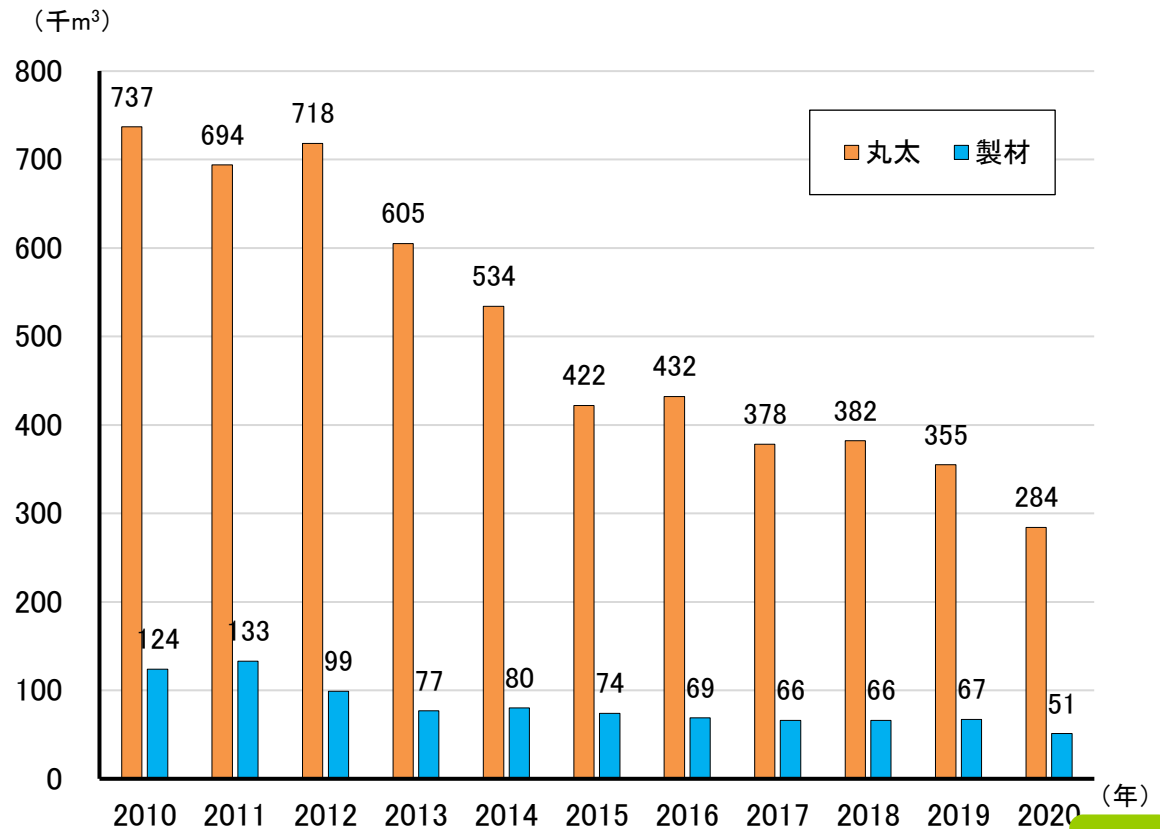
- カナダと日本は、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意。
- 同委員会は、TPP協定の発効から5年を経過した年に、日本政府が措置するセーフガードの必要性について点検。以後も、常設の議題とする。
- 同委員会は、以下の丸太輸出の措置についても点検。問題が生じた場合、同委員会で解決を図る。
- カナダ政府は、関係法令に規定する手続きに従った日本向け丸太輸出の申請を受けた場合、許可証を発給する。

4. 国別の輸入動向－③ニュージーランド

- 2020年におけるニュージーランドの丸太生産量は3,597万m³、製材生産量は434万m³。丸太生産量の61%を輸出。
- ニュージーランドからの木材輸入額の約4割が繊維板。丸太と製材の輸入量は、漸減傾向。
- ニュージーランドからの丸太輸入量(28万m³)は、我が国の丸太輸入量全体の12%を占める。丸太、製材ともに、ほぼ全量がラジアータパイン。ラジアータパインは、主に、パレット等の梱包材に使用。



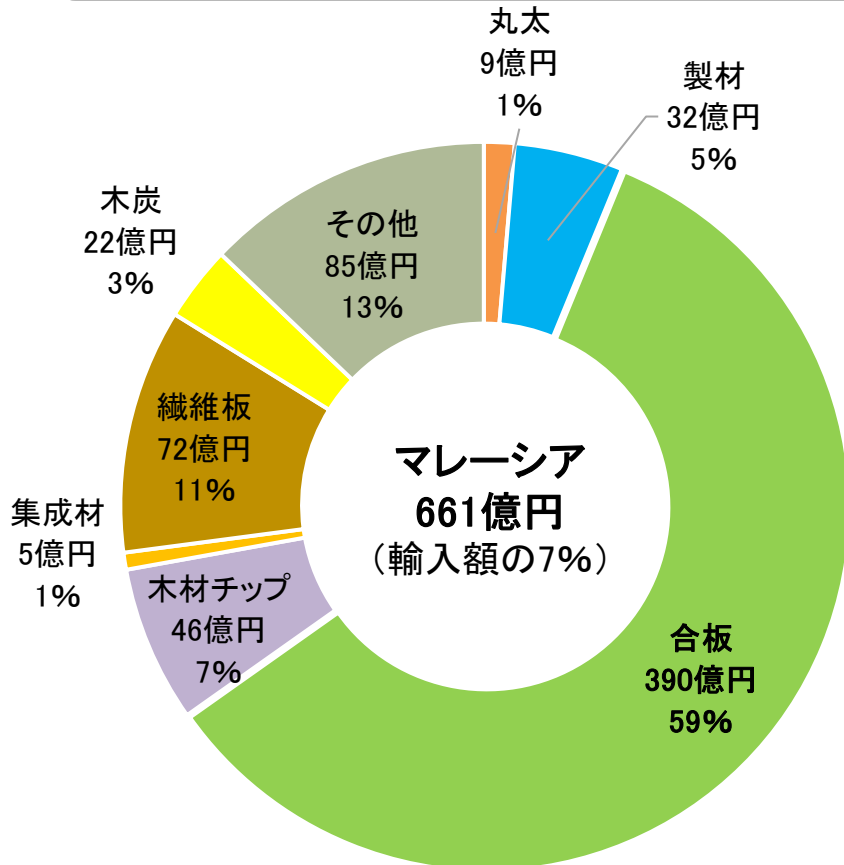
ニュージーランドからの輸入額(2020年)



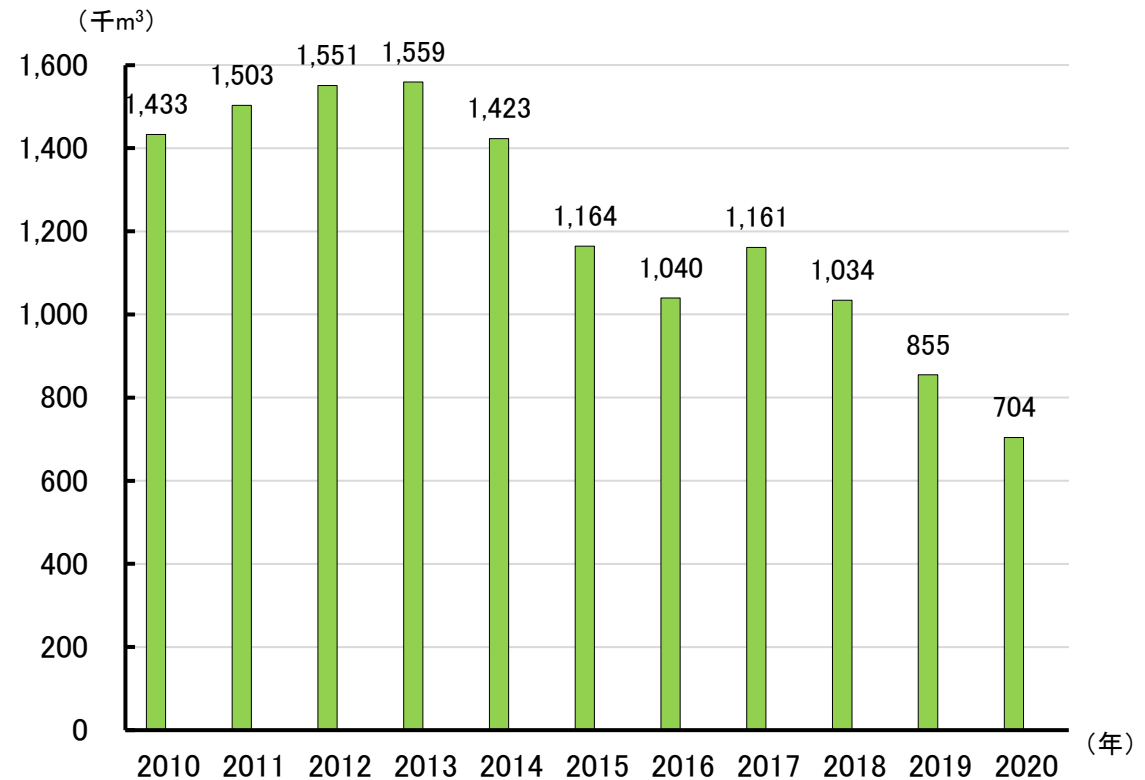
ニュージーランドからの輸入量の推移(丸太、製材)

4. 国別の輸入動向－④マレーシア

- 2020年におけるマレーシアの丸太生産量は1,479万m³、合板生産量は165万m³。マレーシアの合板生産量は、資源の枯渇や違法伐採対策の強化により、減少傾向。
- マレーシアからの木材輸入額の約6割が合板。マレーシアからの合板輸入量(70万m³)は、我が国の合板輸入量全体の42%を占める。合板の輸入量は減少傾向。
- かつて、マレーシアからは多量の丸太を輸入していたが、資源の枯渇や丸太輸出禁止(半島:1985～、サバ州:1993～1996、2018～)により、2020年の丸太輸入量は3万m³程度まで減少。(サバ州は、2022年1月に丸太輸出禁止を条件付きで一部解除(※天然林は生産量の20%まで可、人工林は制限なし))。



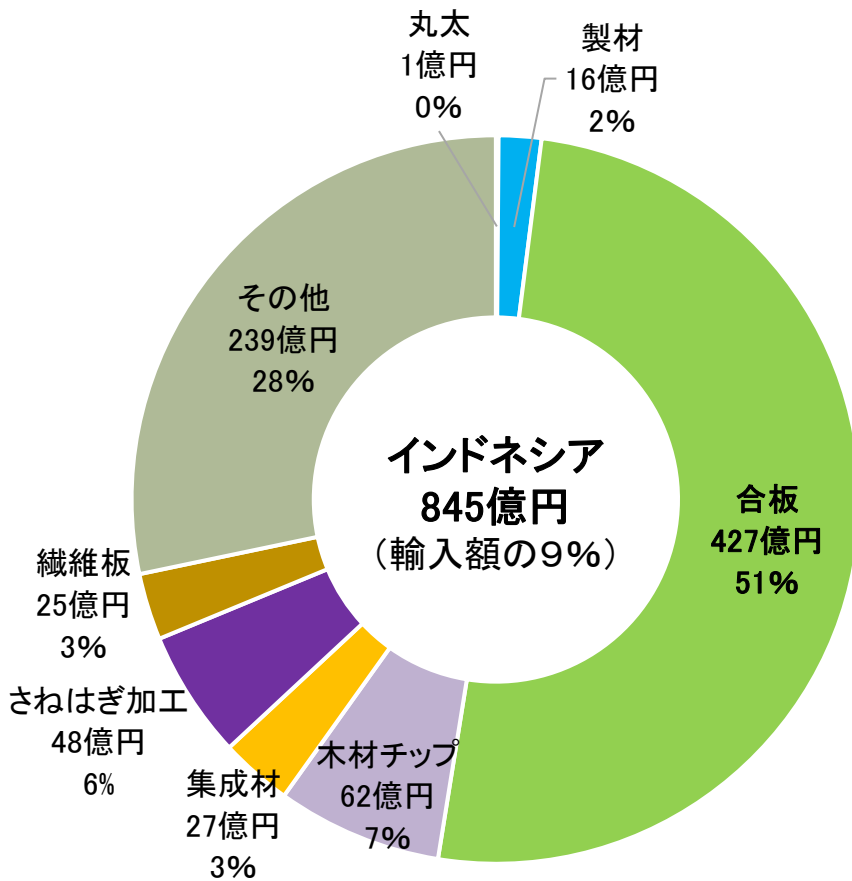
マレーシアからの輸入額(2020年)



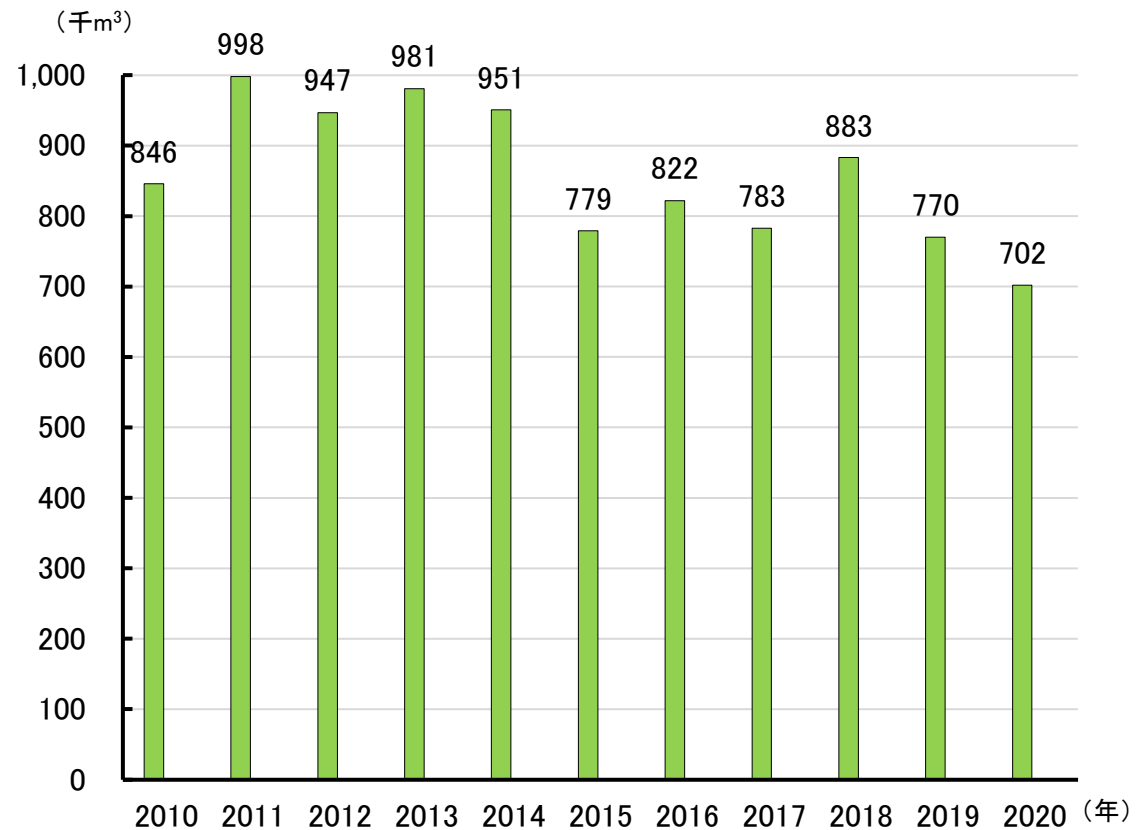
マレーシアからの輸入量の推移(合板)

4. 国別の輸入動向－⑤インドネシア

- 2020年におけるインドネシアの丸太生産量は8,334万m³、合板生産量は410万m³。
- インドネシアからの木材輸入額の約半分が合板。インドネシアからの合板輸入量(70万m³)は、我が国の合板輸入量全体の42%を占める。合板の輸入量は、概ね横ばい。
- インドネシアは、2001年から丸太輸出を禁止(1985～1992年にも禁止)(※人工林から生産された丸太を除く)。



インドネシアからの輸入額(2020年)

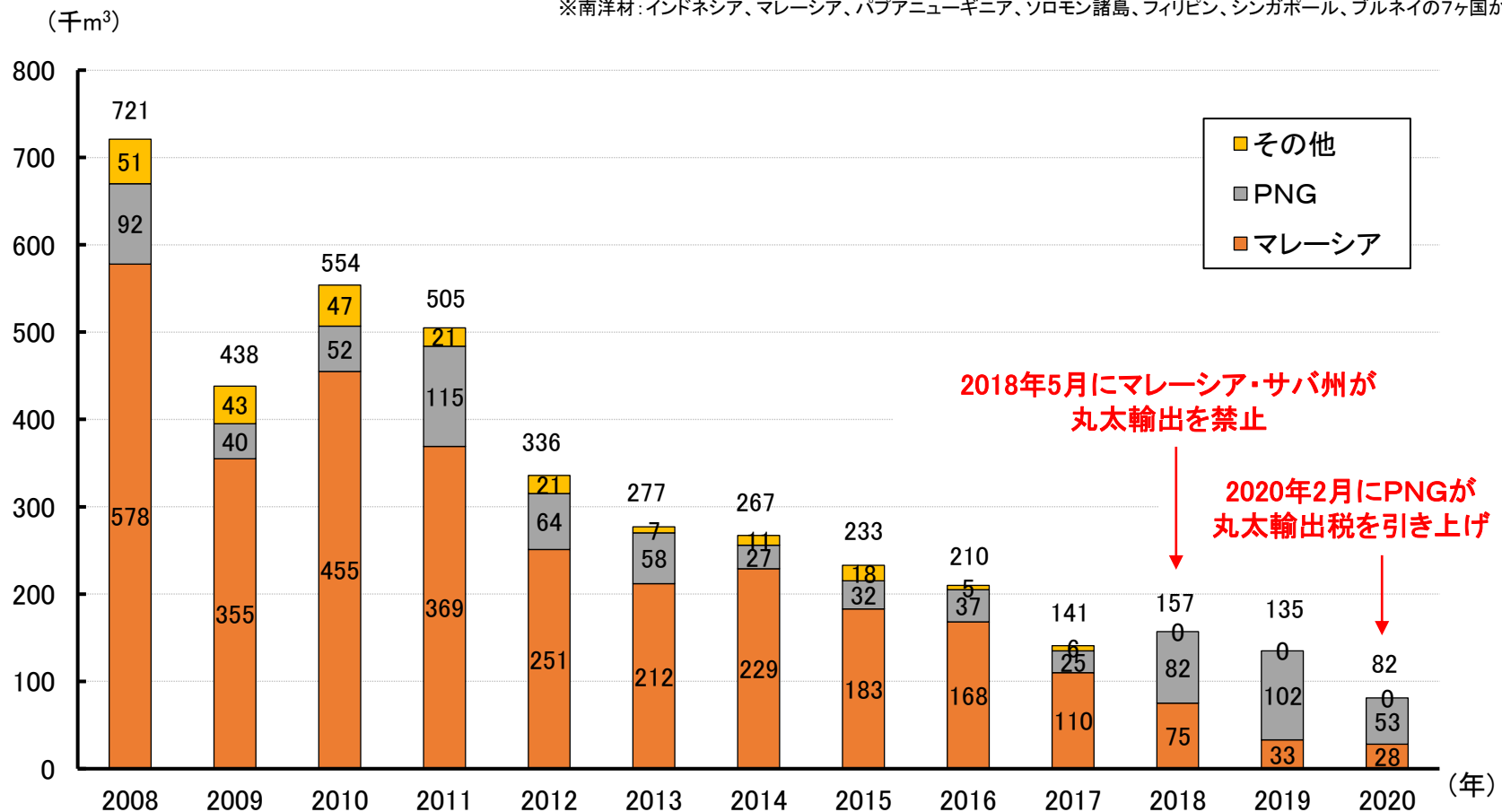


インドネシアからの輸入量の推移(合板)

トピック： 南洋材丸太の輸出規制

- 2020年における南洋材丸太の輸入量は8.2万m³。2008年と比較すると、約9割の減少。
- 主要な輸入国は、パプアニューギニア（輸入量に占めるシェア65%）とマレーシア（同34%）
- 2018年5月に、マレーシアのサバ州が丸太輸出を禁止（※2022年1月から条件付きで一部解除）し、2019年には、マレーシアからの輸入量は半減。サラワク州においても、将来的に丸太輸出を全面的に禁止する方針あり
- 2020年2月には、パプアニューギニアが丸太輸出税を35%から59%へ引き上げ。2020年の同国からの輸入量は半減。

※南洋材：インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィリピン、シンガポール、ブルネイの7ヶ国から輸入された材。

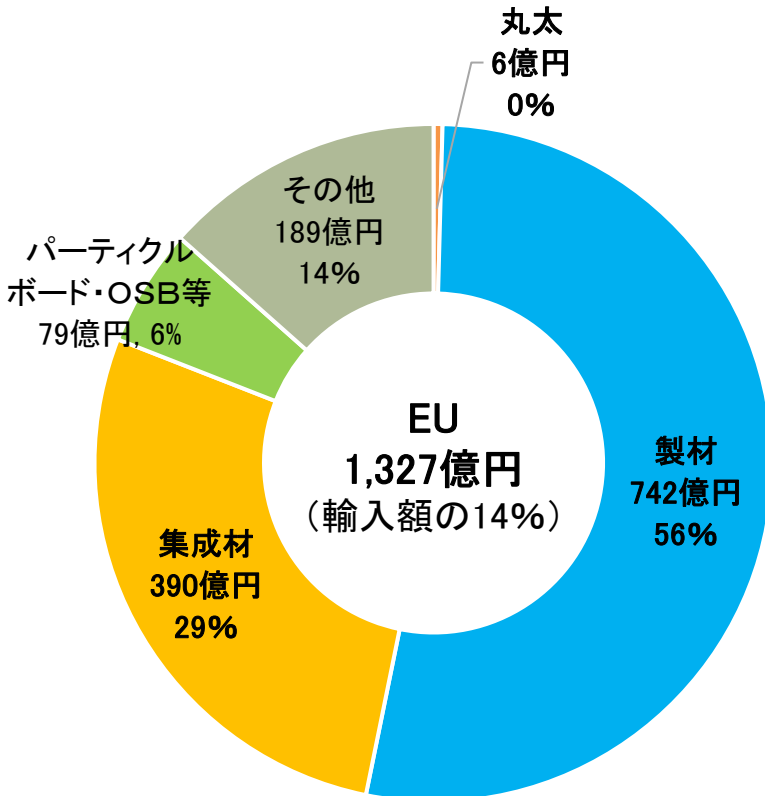


資料：財務省「貿易統計」

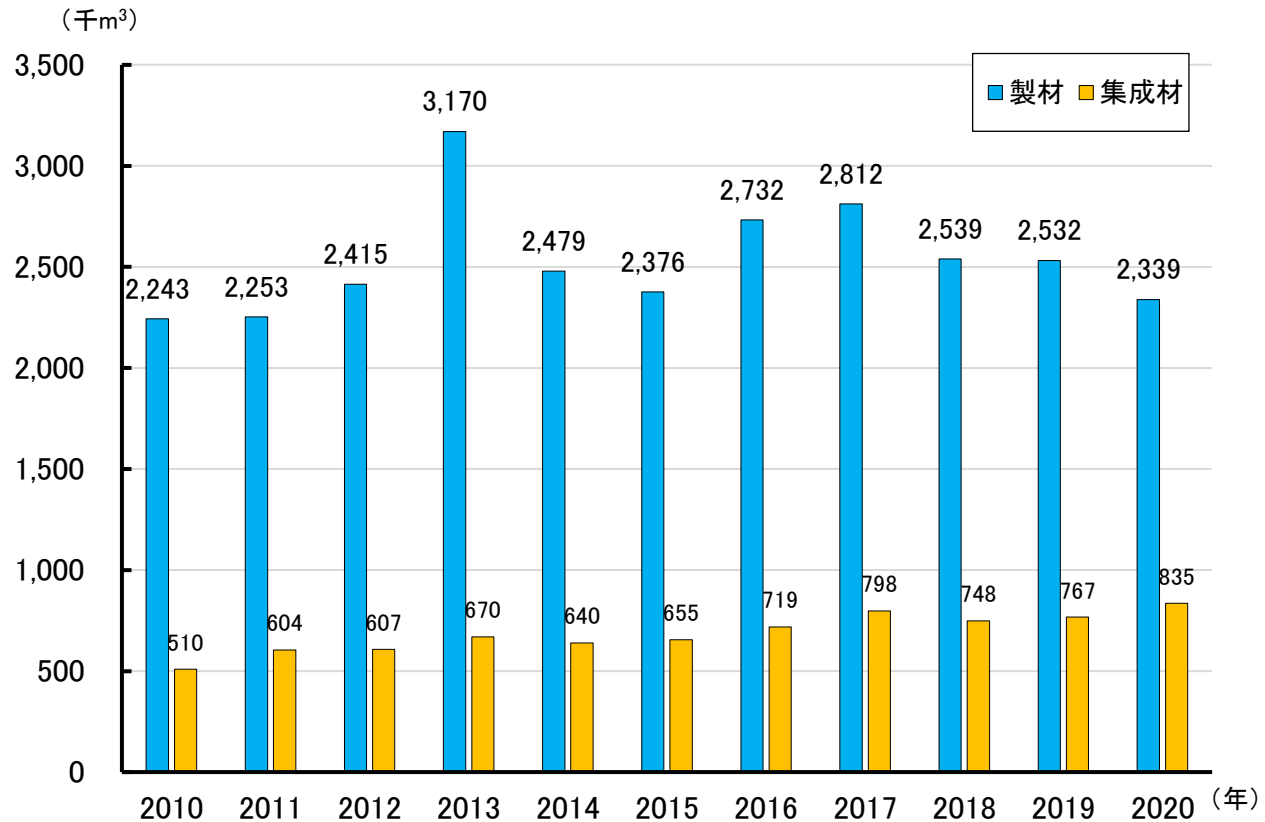
南洋材丸太輸入量の推移

4. 国別の輸入動向－⑥EU

- 2020年における欧州の丸太生産量は3.8億m³、製材生産量は1.1億m³。
- EUからの木材輸入額の約6割が製材、約3割が集成材。製材、集成材ともに、輸入量は漸増。
- EUからの製材輸入量(234万m³)は、我が国の製材輸入量全体の47%を占める。製材輸入量のほぼ全量がSPF製材(※トウヒ、マツ、モミの製材)。EU産のSPF製材は、主に、構造用集成材の原料(ラミナ)に使用。
- EUからの集成材輸入量(84万m³)は、我が国の集成材輸入量全体の82%を占める。集成材輸入量の97%が構造用集成材。構造用集成材は、主に、木造住宅の柱や梁等に使用。2020年は、コロナ禍でも、輸入量増加。



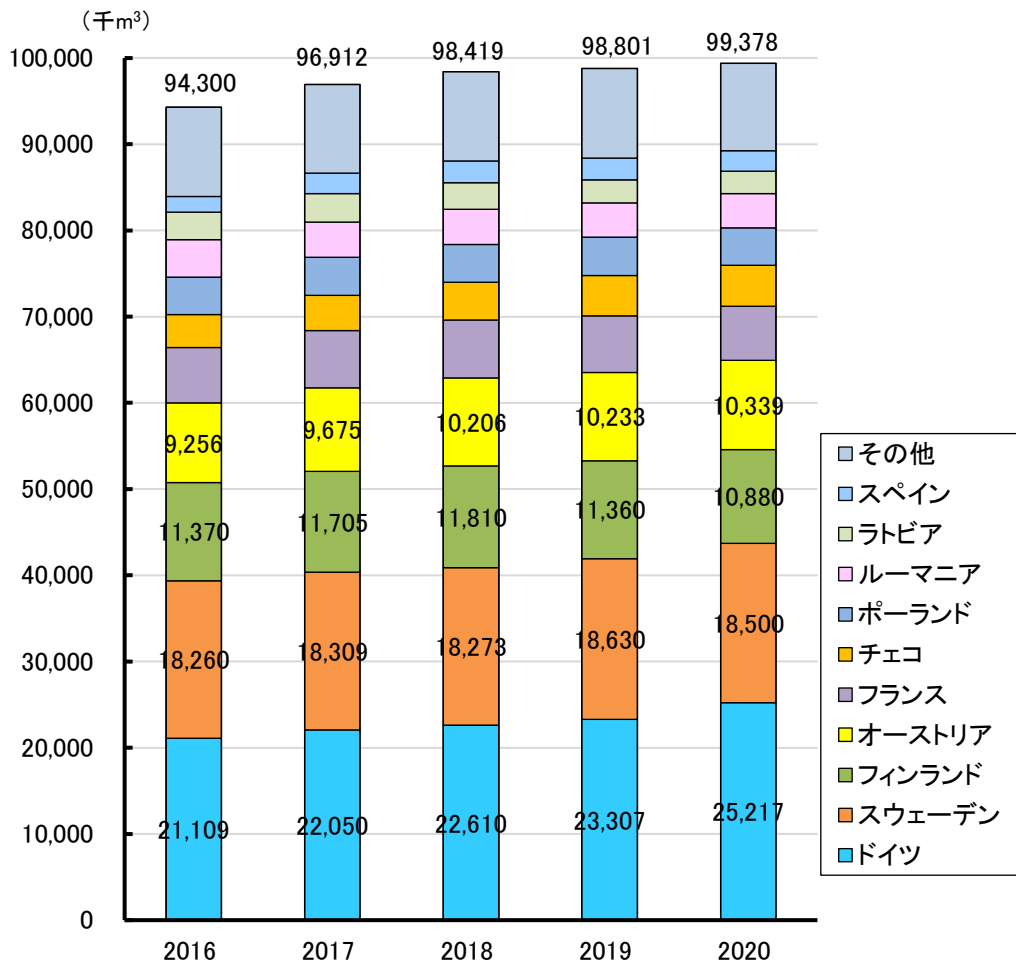
EUからの輸入額(2020年)



EUからの輸入量の推移(製材、集成材)

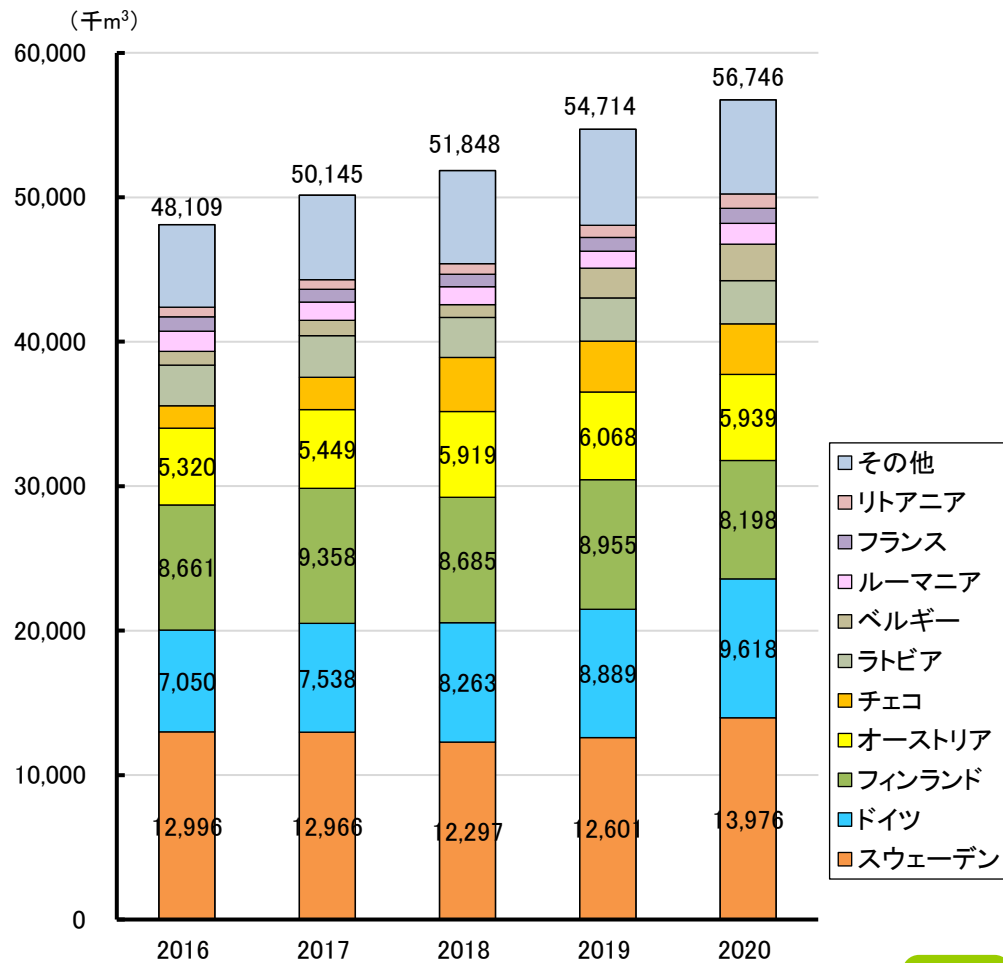
トピック： EUの針葉樹製材の生産量・輸出量

- 2020年におけるEUの針葉樹製材生産量は、前年比+0.6%増の9,938万m³。ドイツ(25%)、スウェーデン(19%)、フィンランド(11%)、オーストリア(10%)の4か国で、65%を占める。
- 同年におけるEUの針葉樹製材輸出量は、前年比+4%増の5,675万m³。スウェーデン(25%)、ドイツ(17%)、フィンランド(14%)、オーストリア(10%)の4か国で、66%を占める。



資料:FAO STAT

EUの針葉樹製材生産量

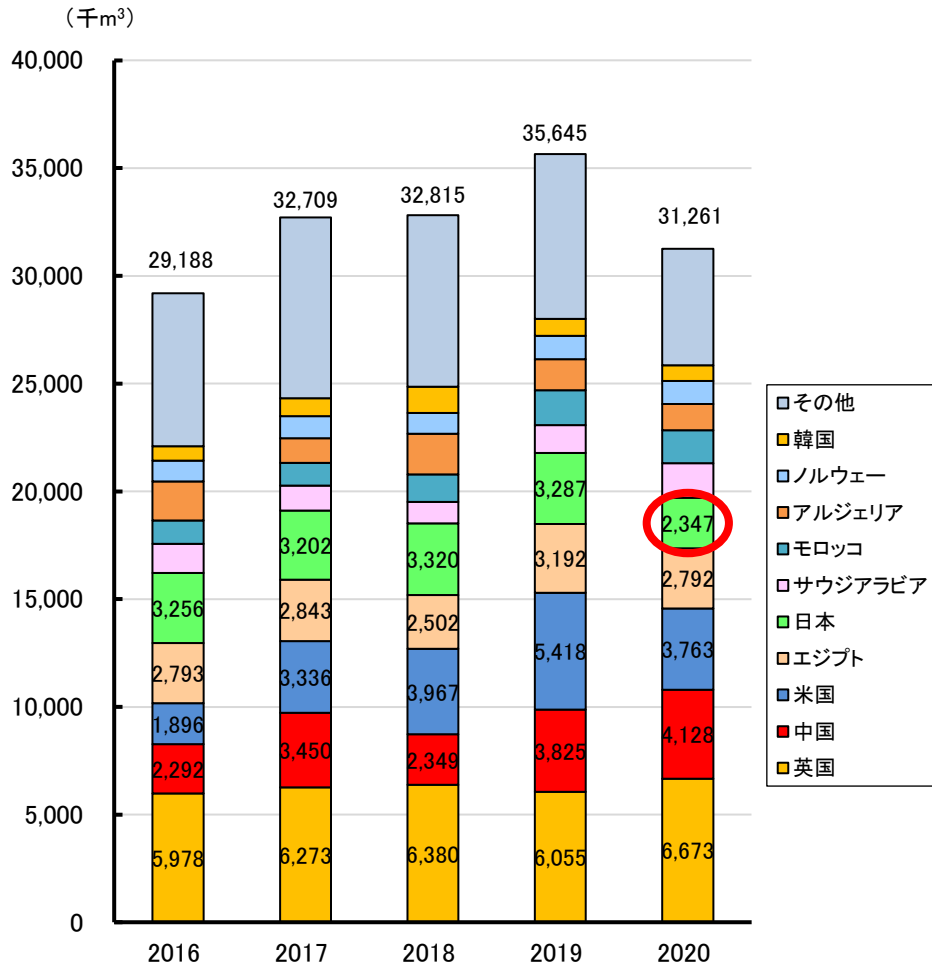


資料:FAO STAT

EUの針葉樹製材輸出量

トピック： EUからの針葉樹製材輸出先

- 2020年におけるEUの域外への針葉樹製材輸出量は、前年比▲12%減の3,126万m³(※生産量の31%、輸出量の55%)。輸出先国としては、英国(21%)、中国(13%)、米国(12%)の3か国で47%を占める。日本への輸出量は235万m³(8%)。
- 国別に見た域外への輸出割合は、北欧で高く、中欧で低い(スウェーデン:67%、フィンランド:71%、ドイツ:50%、オーストリア:25%)。日本向けのシェアは、スウェーデンで6%、フィンランドで10%。

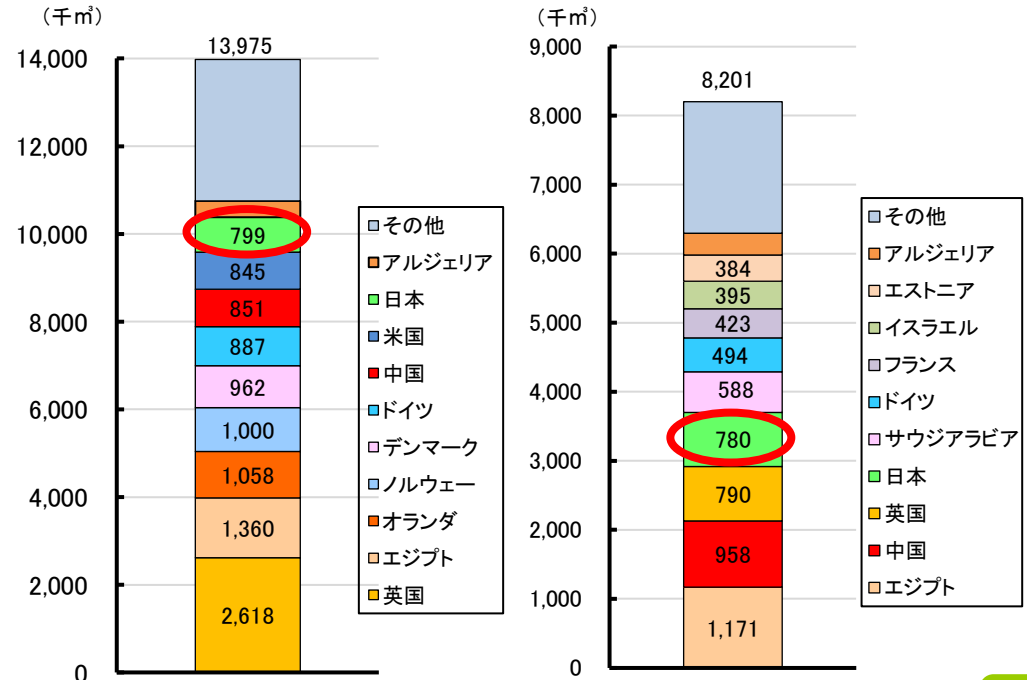


出典: Global Trade Atlas

EUによる域外への針葉樹製材輸出量

	輸出量(千m ³)	EU域外への輸出量(千m ³)	EU域外割合
スウェーデン	13,975	9,426	67%
フィンランド	8,201	5,791	71%
ドイツ	9,422	4,681	50%
オーストリア	6,477	1,628	25%

主要輸出国の針葉樹製材輸出量に占める域外輸出の割合(2020年)

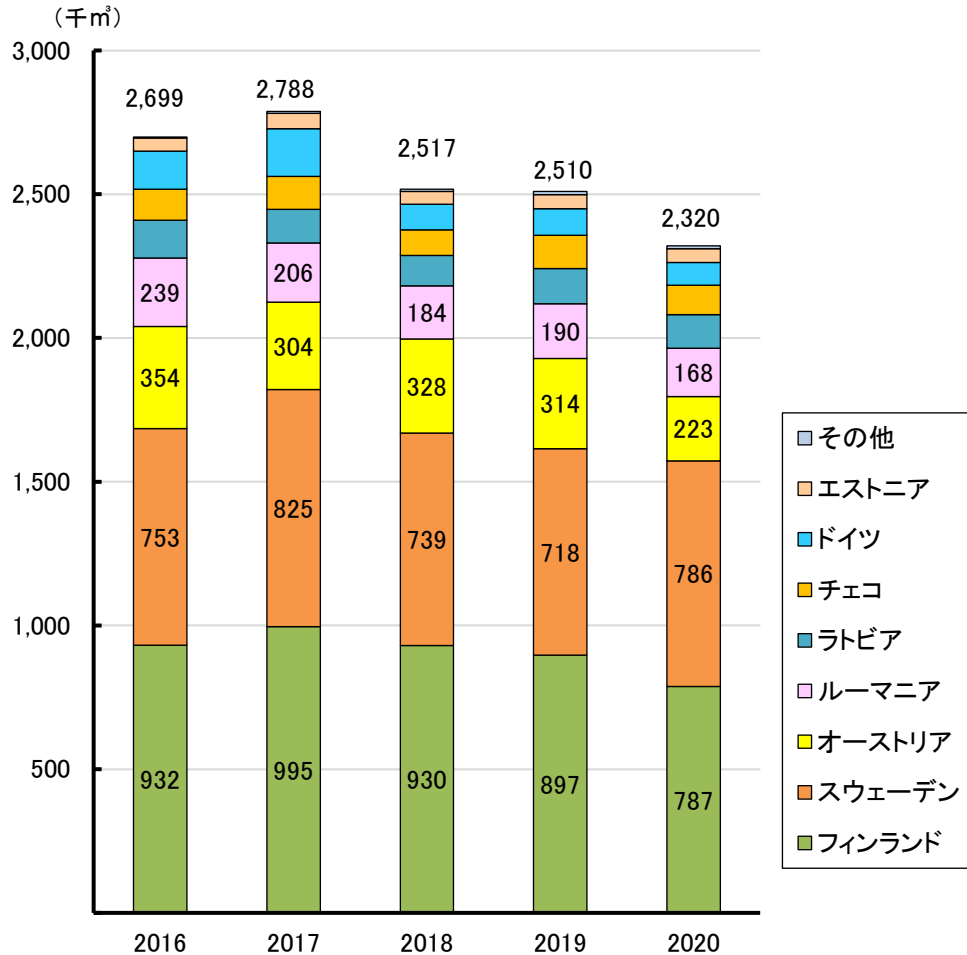


スウェーデンの針葉樹製材輸出量(2020年)

フィンランドの針葉樹製材輸出量(2020年)

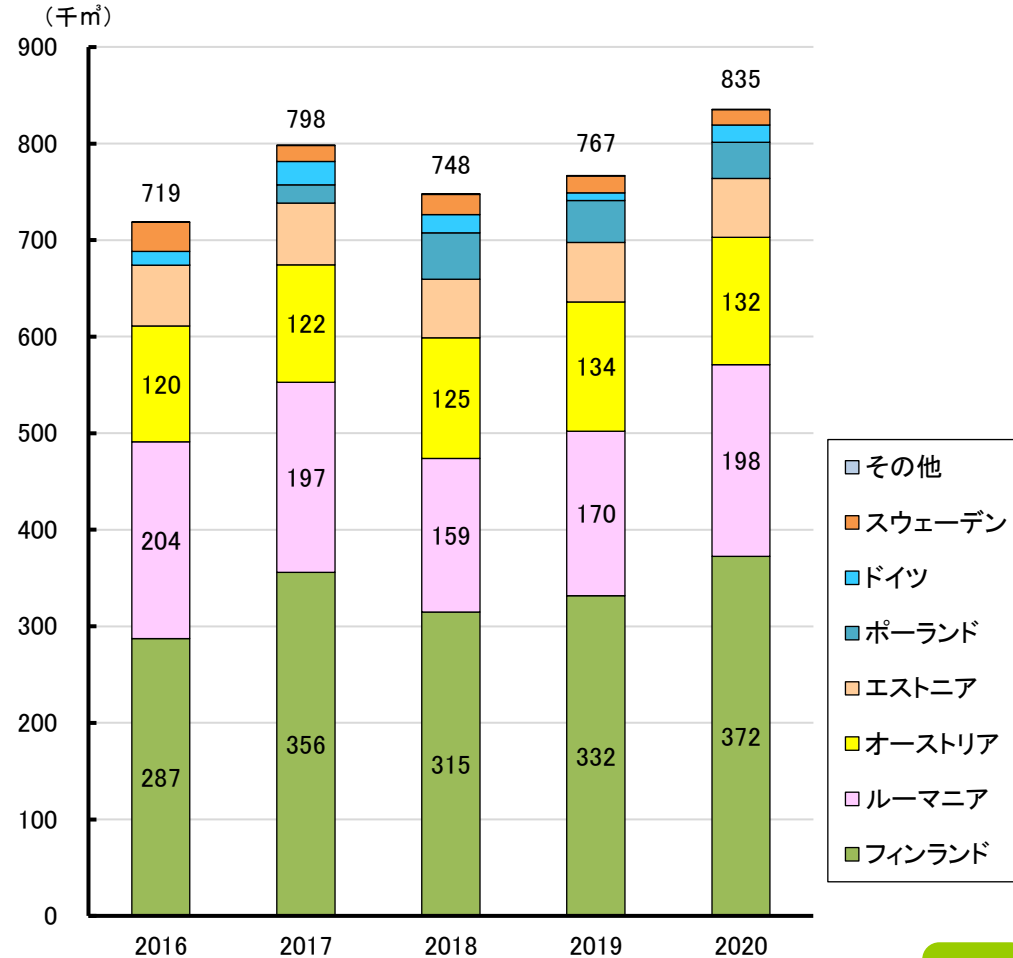
トピック： EUからの針葉樹製材・集成材輸入量

- 2020年における我が国のEUからの針葉樹製材輸入量は、前年度比▲7.6%減の232万m³。2017年をピークに減少傾向。フィンランド(34%)、スウェーデン(34%)、オーストリア(10%)で、77%を占める。
- 2020年における我が国のEUからの集成材輸入量は、前年度比+8.9%増の84万m³。直近3年間でやや増加傾向。フィンランド(45%)、ルーマニア(24%)、オーストリア(16%)で、84%を占める。



資料：貿易統計

我が国のEUからの製材輸入量



資料：貿易統計

我が国のEUからの集成材輸入量

トピック： EUにおける主な製材企業

- 2020年における欧州の製材生産量上位10社の本社所在地は、オーストリア4社、スウェーデン3社、フィンランド、ドイツ、ノルウェーが各1社。10社による製材生産量の合計は2,410万m³。
- 欧州最大手の製材企業は、ストラエンソ社(フィンランド)。2020年には、オーストリア、チェコ、スウェーデン、フィンランド等にある18の製材工場で、計469万m³の製材を生産(※生産可能量は572万m³)。オーストリア(150万m³)、フィンランド(98万m³)、スウェーデン(77万m³)の各工場で、生産量の57%を占める。

	企業名	本社	製材工場数	2020年生産量 (千m ³)
1	Stora Enso	フィンランド	18	4,690
2	Binderholz	オーストリア	8	3,180
3	Vida Wood	スウェーデン	12	2,350
4	Pfeifer Holz	オーストリア	5	2,080
5	Moelven Group	ノルウェー	15	2,060
6	SCA Timber	スウェーデン	5	2,000
7	HS Timber Group	オーストリア	4	1,980
8	Mayr-Melnhof Holz	オーストリア	3	1,950
9	Rettenmeier Holzindustrie	ドイツ	5	1,900
10	Södra Timber	スウェーデン	7	1,900
	計			24,090

資料: Timber Online Net

欧州の主な製材企業

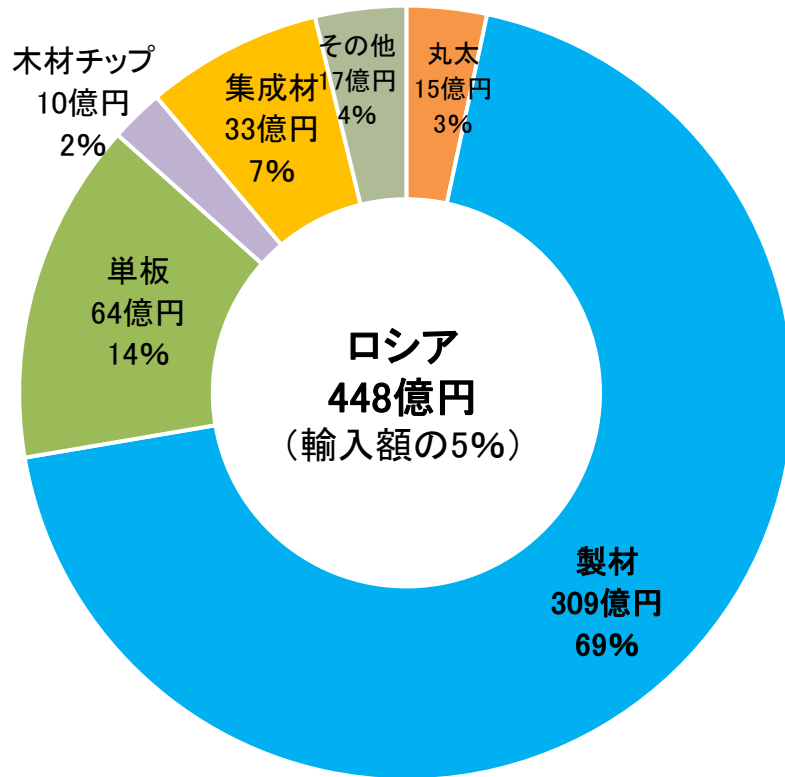
製材工場名	場所	生産可能量 (千m ³)
Ybbs	オーストリア	700
Zdírec	チェコ	580
Brand	オーストリア	440
Ala	スウェーデン	400
Planá	チェコ	390
Gruvön	スウェーデン	370
Bad St. Leonhard	オーストリア	360
Imavere	エストニア	340
Honkalahti	フィンランド	310
Murow	ポーランド	300
Launkalne	ラトビア	260
Uimaharju	フィンランド	240
Varkaus	フィンランド	230
Alytus	リトアニア	210
Veitsiluoto	フィンランド	200
Nebolchi	ロシア	180
Impilahti	ロシア	160
Näpi	エストニア	50
Amsterdam	オランダ	-
計		5,720

資料: ストラエンソ社Annual Report

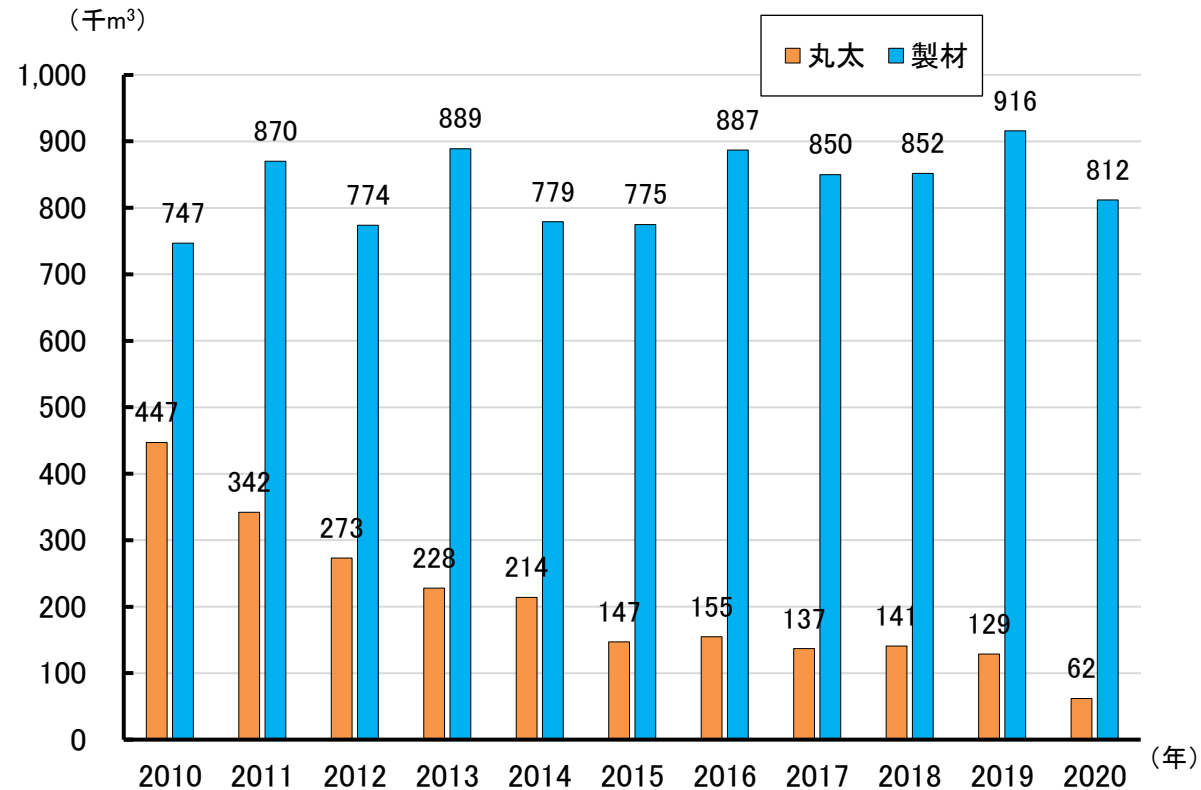
ストラエンソ社の製材工場一覧

4. 国別の輸入動向－⑦ロシア

- 2020年におけるロシアの丸太生産量は2.0億m³、製材生産量は4,180万m³。
- ロシアからの木材輸入額のうち、製材が約7割、丸太が3%。国内加工業育成のための丸太輸出税導入により、丸太輸入量が大幅に減少する一方で、製材輸入量は増加。
- ロシアからの製材輸入量(81万m³)は、我が国の製材輸入量全体の16%を占める。ロシア産の製材は、主に、タルキや下地材等の羽柄材に使用。
- 2022年1月から、未加工の丸太と粗く加工された木材の輸出を禁止。また、10cm×10cmを超える未乾燥の製材に高率(200ユーロ/m³)の輸出税を賦課。



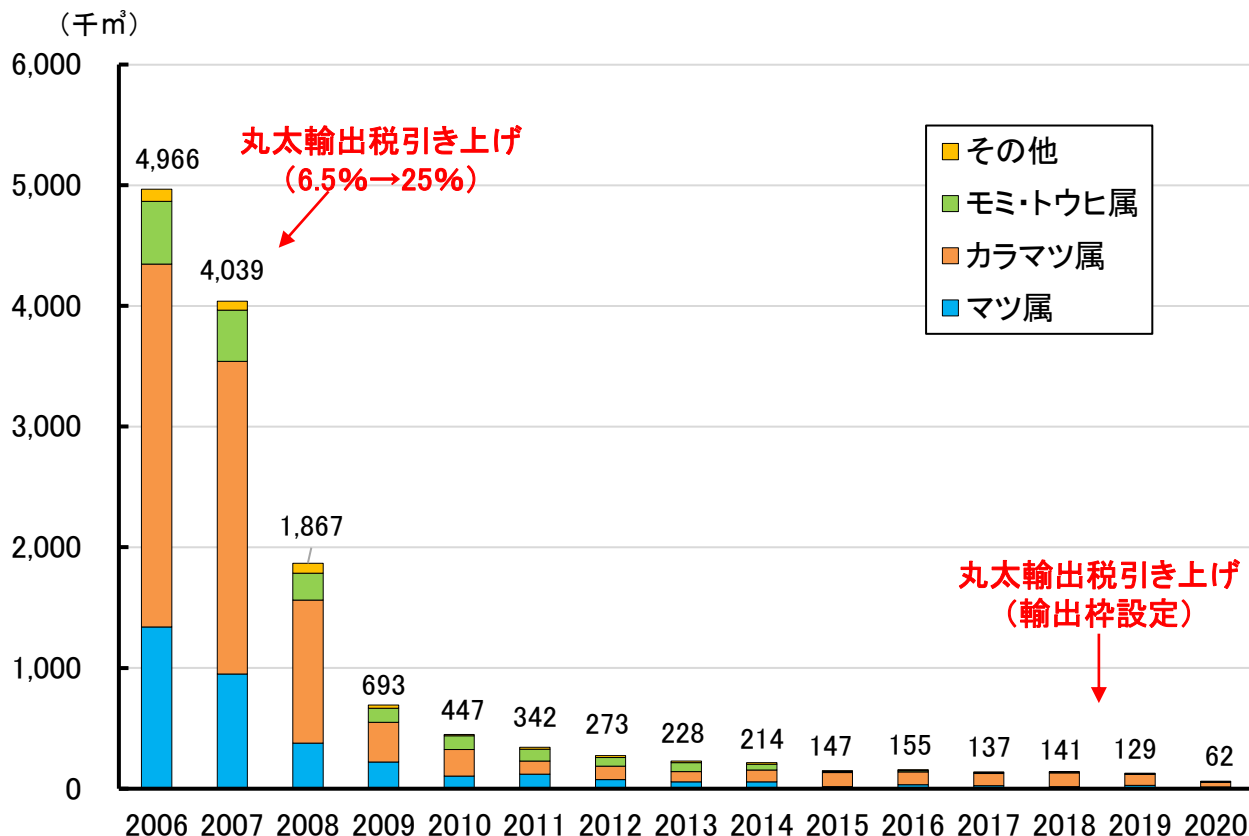
ロシアからの輸入額(2020年)



ロシアからの輸入量の推移(丸太、製材)

トピック： ロシアの丸太輸出税引き上げ

- ロシアは、国内における加工産業育成のため、2007年から2008年に、丸太輸出税を6.5%から25%に引き上げ。以後、我が国の丸太輸入量は大幅に減少。
- 2017年12月に、エゾマツ、トドマツ、ロシアカラマツの丸太について、年間400万m³の輸出枠を設定した上で、枠内数量には低い税率(6.5%(2019年10月に13%へ引き上げ))、枠外数量には、高い税率を設定。2021年は、80%の枠外税率を適用。
- 輸出枠の割当は、木材輸出額のうち製品輸出額が20%以上(段階的に35%まで引き上げ)を占める企業が対象。
- 2022年1月から、未加工の丸太と粗く加工された木材の輸出を禁止。



枠内税率	枠外税率			
	2018年	2019年	2020年	2021年
年間400万m ³	13%	25%	40%	60%
				80%

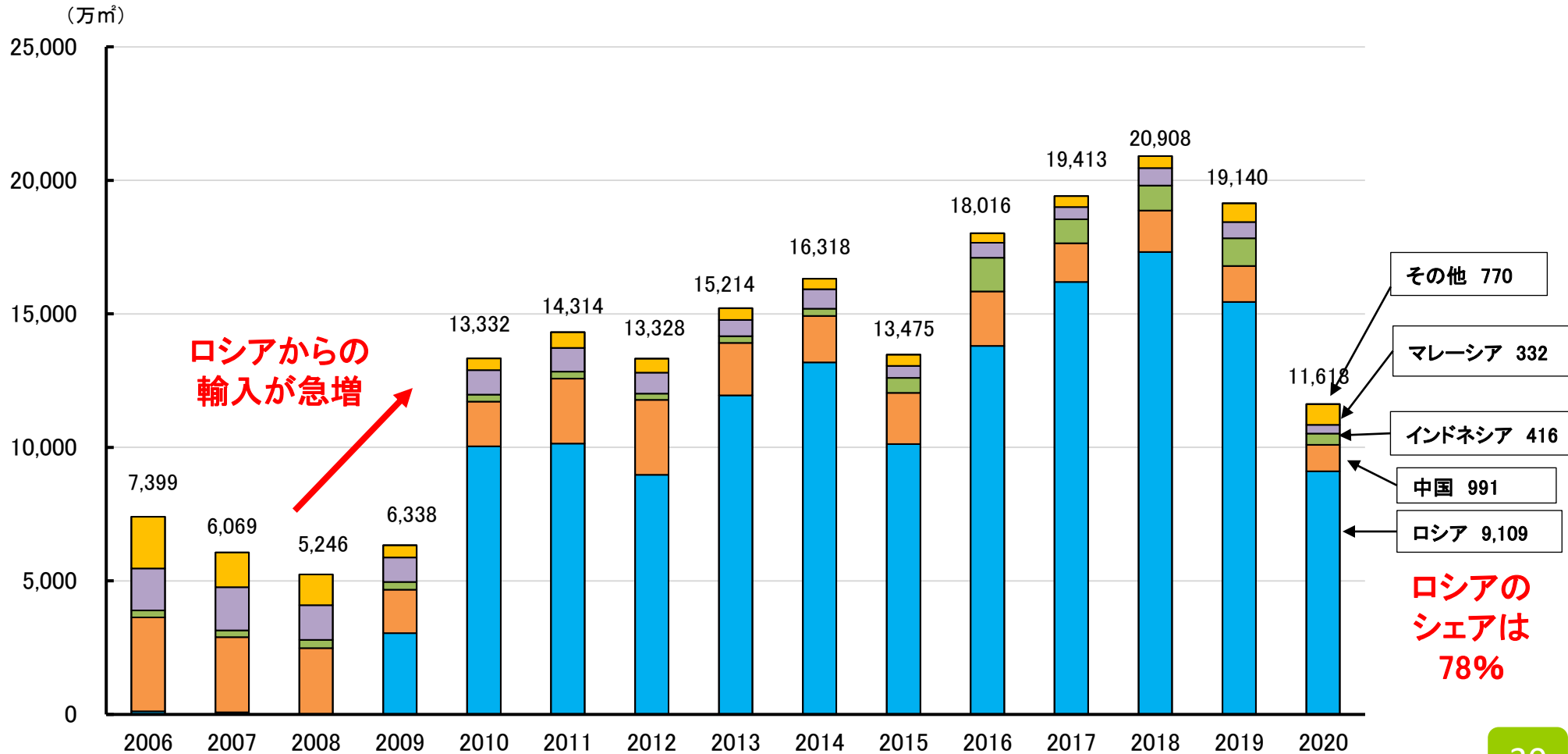
ロシアによる丸太輸出税の引き上げ

ロシアからの丸太輸入量の推移

注：2016年までは4403.20-300及び400、2017年以降は、4403.23-900, 4403.24-900, 4403.25-100及び 4403.26-100の合計。

トピック： ロシアからの単板輸入

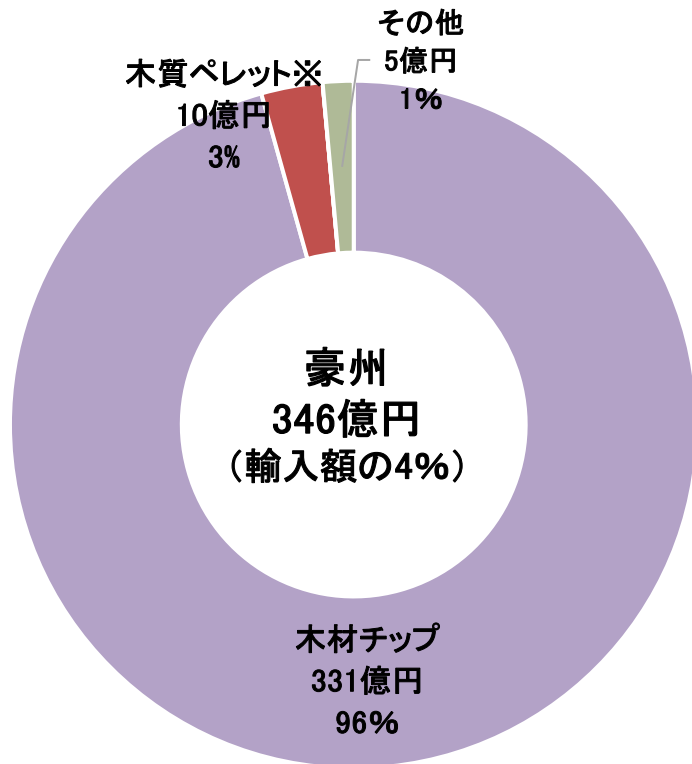
- 2010年以降、ロシアの丸太輸出税引き上げを受けて、ロシアからの単板輸入が急増（2008年：17万㎡（立米換算0.03万m³）→2019年：15.4億㎡（同30.8万m³）→2020年：9.1億㎡（同18.2万m³）（※平均厚さ2mmで換算））。2020年は、前年比▲40%減。
- 我が国の単板輸入量に占めるロシアのシェアも急激に上昇（2008年：0.3%→2020年：78.4%）。
- 他方、マレーシア、インドネシア等からの熱帯木材単板の輸入量は大きく減少。（マレーシアとインドネシアからの輸入量合計：2008年：1,604万㎡（立米換算3.2万m³）→2020年：748万㎡（同1.5万m³））



単板輸入量の推移

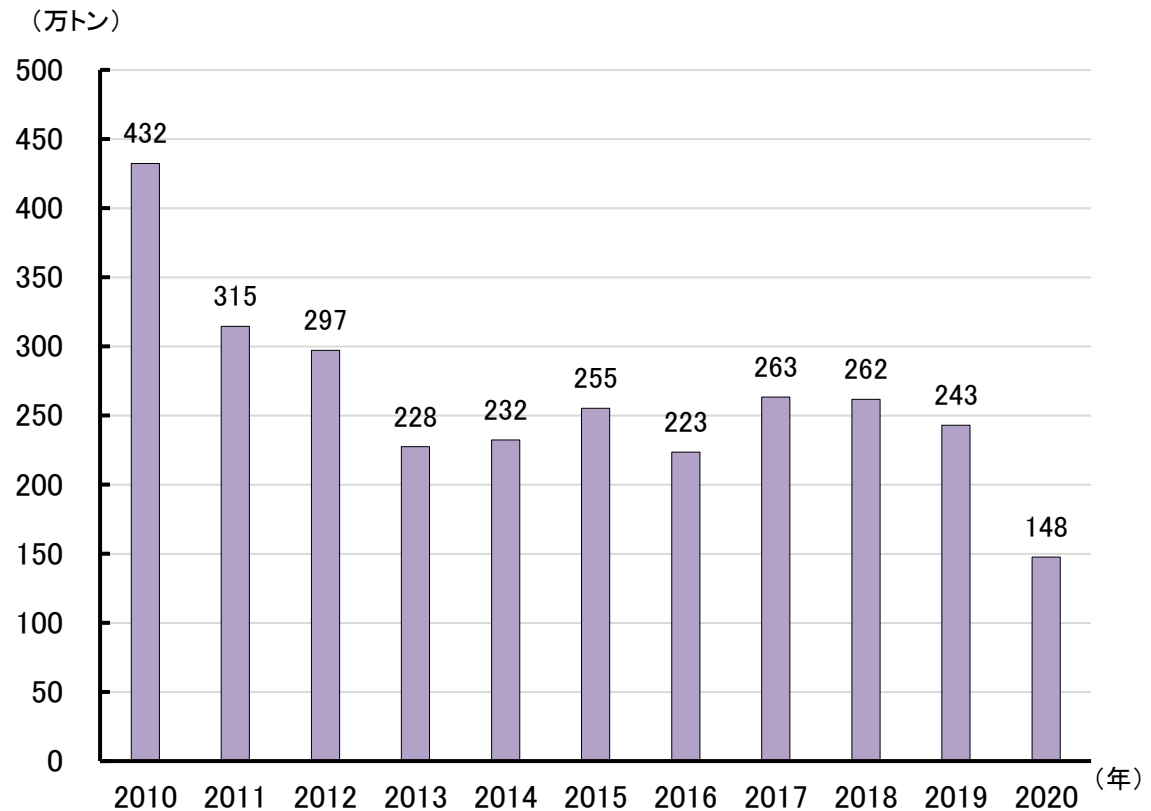
4. 国別の輸入動向－⑧豪州

- 2019年における豪州の丸太生産量は3,270万m³、木材チップ生産量は1,820万m³。
- 豪州からの木材輸入額の96%が木材チップ。
- 豪州からの木材チップ輸入量(148万t)は、我が国の木材チップ輸入量全体の16%を占める。安価なベトナム産チップとの競合により、輸入量は減少傾向。
- 2020年10月以降、中国は、キクイムシの発見を理由として、豪州産の丸太輸入を禁止。



※ HSコード第4401.31号

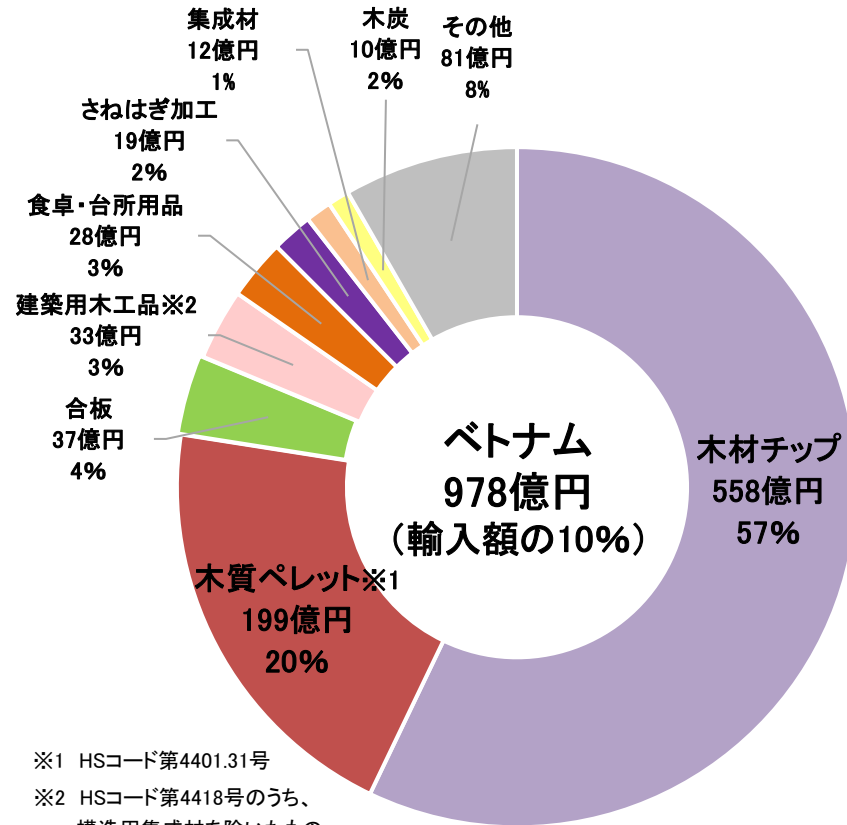
豪州からの輸入額(2020年)



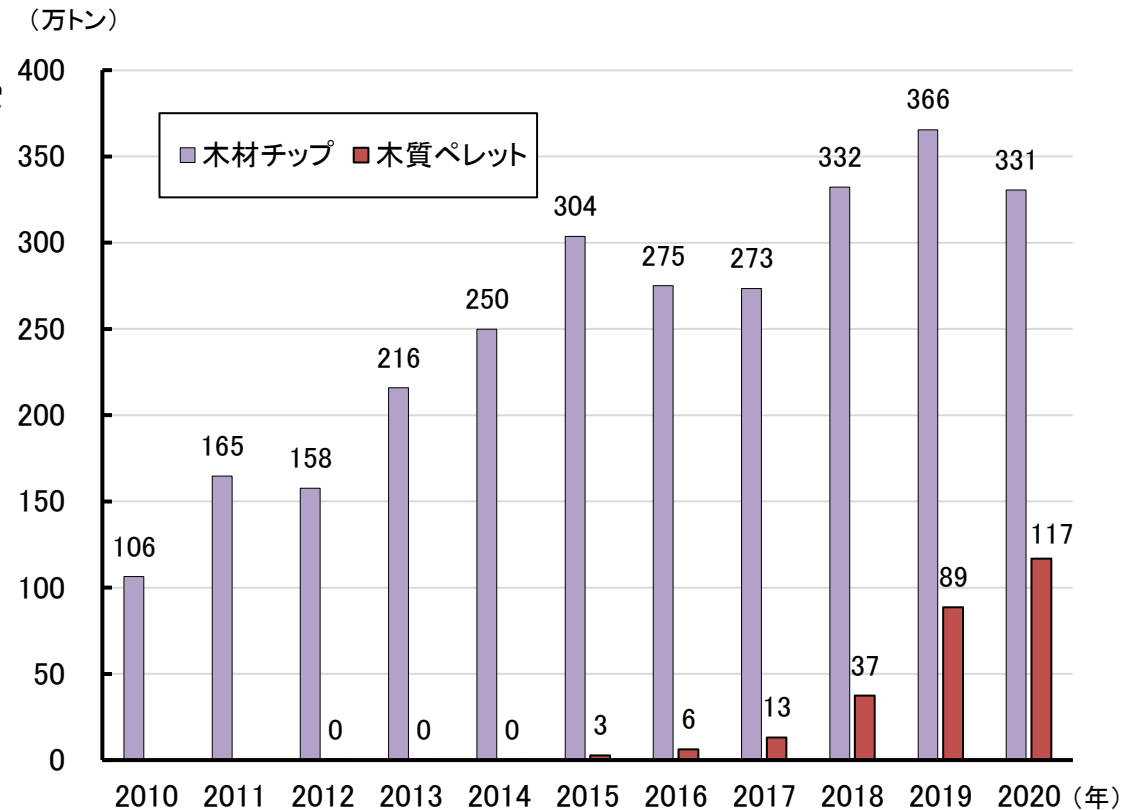
豪州からの輸入量の推移(木材チップ)

4. 国別の輸入動向－⑨ベトナム

- 2019年におけるベトナムの丸太生産量は3,730万m³、木材チップ生産量は1,750万m³。
- ベトナムからの木材輸入額の約6割が木材チップ。2割が木質ペレット。
- ベトナムからの木材チップ輸入量(331万t)は、我が国の木材チップ輸入量全体の35%を占める。
- ベトナムからの木質ペレット輸入量(117万t)は、我が国の木質ペレット輸入量全体の58%を占める。森林認証製品を供給可能であることから、火力発電所における石炭混焼用の需要が増加。



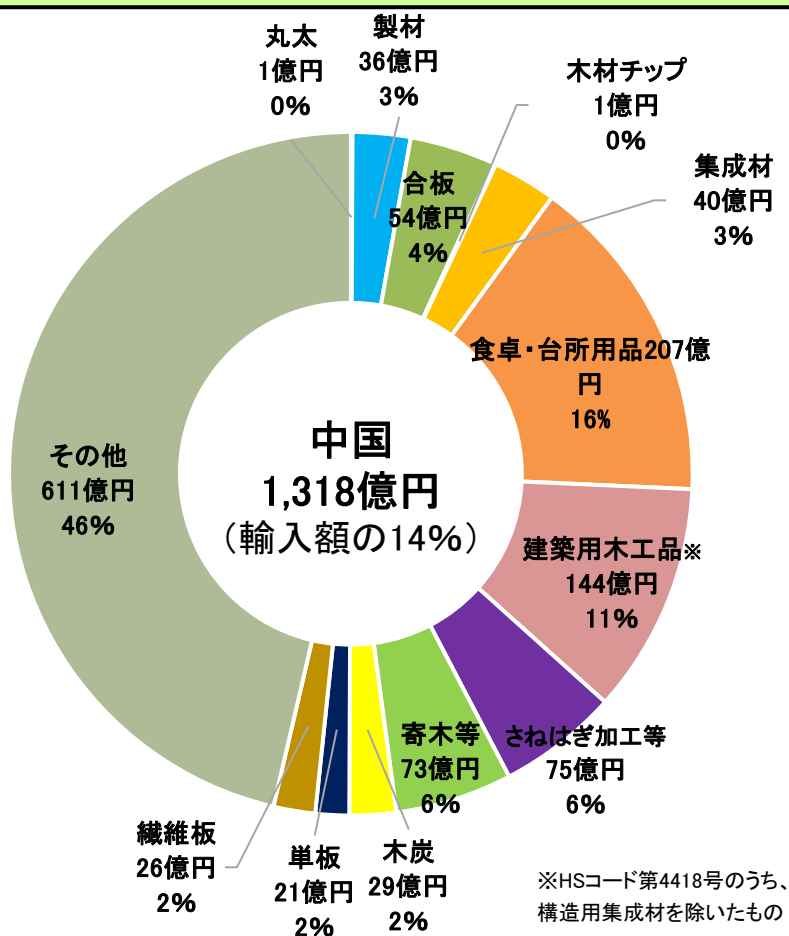
ベトナムからの輸入額(2020年)



ベトナムからの輸入量の推移(木材チップ、木質ペレット)

4. 国別の輸入動向－⑩中国

- 中国は、**世界最大の木材輸入国**。2020年の丸太輸入量は6,005万m³(世界シェア44%)、製材輸入量は3,515万m³(同24%)。2018年から、国内における天然林の伐採を全面的に禁止(自給用薪炭利用を除く)。
- 中国からの木材輸入額のうち、丸太(0%)、製材(3%)、合板(4%)等の割合は低く、**食卓・台所用品(16%)**、**建築用木工品(11%)**などの高次加工製品が大半を占める。
- なお、中国は、2019年4月に**特惠関税の対象から除外**(卒業)。



中国からの輸入額(2020年)

品目	HSコード	輸入額(億円)
造作用LVL等(広葉樹)	4412.99-920	165
フリー板	4421.99-991	97
戸	4418.20-000	87
割り箸(木製)	4419.90-100	70
さねはぎ加工材(広葉樹)	4409.29-999	56
割り箸(竹製)	4419.12-100	49
木製の箱等	4420.90-090	44
箸(竹製)	4419.12-900	42
食卓用品・台所用品	4419.90-900	38
小像・装飾品	4420.10-000	29

注:上記のほか、「その他木製品」(内訳不明)が251億円あり。

中国からの輸入額が多い上位10品目(2020年)
(HS9桁ベース)